
インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策 ハンドブック

—中南米編—

2024 年 3 月
文化庁

【本ハンドブックについて】

本ハンドブックに掲載した情報は2024年3月時点で把握している情報をもとにしております。本ハンドブックにおいては、基本的に事実情報を提供することを目的としておりますが、各国の法制度や裁判例については、解釈にまで踏み込んだ情報提供をしている部分もございます。一般的な解釈がこの通りであることを保証するものではありませんのでご注意ください。

本ハンドブック内の情報を利用することで生じたいかなるトラブル、損失、損害に対しても、委託事業者及び検討委員会、文化庁は一切責任を負いません。なお、権利行使に際しては、相手先から名誉・信用毀損や権利濫用等として、反対に責任を問われるリスクもありますので、必要な場合には弁護士等にも相談の上、慎重にご対応ください。



コピーOK 障害者OK 学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo

はじめに

1. デジタル時代における著作権侵害

近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の発展、スマートフォンの普及などに伴い、インターネット上においても日本の音楽・アニメ・映画・マンガ・ゲームなどの海賊版が世界規模で流通し、その被害が急増していることはもはや言うまでもない。このような状況を踏まえ、かつて文化庁では、日本の著作権者・コンテンツ企業等がインターネット上の海賊版に対して権利を行使するための一助となることを目的に、2015年当時の最新情報を調査し、2016年3月に「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック - 米国・韓国・インドネシア -」（以下「旧ハンドブック」という。）を発行している。本ハンドブックは、旧ハンドブックと同様の思想を契機としつつも、後述するように、より発展的な展開を試みたものである。

旧ハンドブック発行以降も、我が国におけるインターネット上の著作権侵害による被害はなお甚大である。例えば、2019年に大規模違法リーチサイト「はるか夢の址」事件において主犯らに対する実刑判決が確定し、また同年に史上最悪の海賊版サイト「漫画村」の運営者と疑われる者が逮捕・起訴された。これら事件も踏まえ、我が国では2020年6月に「インターネット上の海賊版対策の強化」に関する著作権法改正がなされた。

しかし、これまでの海賊版被害による教訓は、当該法改正によって完結するものではなく、今後の著作権実務へ集約していくことが重要である。例えば、上記のような典型的なリーチサイト・海賊版サイトに加え、いわゆる「ファスト映画」のアップロードによる被害が拡大したが、権利者や専門家の協働により、「ファスト映画」のアップロード者についても、2021年に有罪判決が下され、2022年には民事訴訟で5億円の損害賠償を命ずる判決が下された。さらに、近年では、外国において、日本の権利者の働きかけにより海賊版サイトが現地当局に摘発された事例も登場してきている。これらのことを踏まえ、デジタル時代におけるコンテンツビジネスの現状や、これまでの著作権者・コンテンツ企業等・文化庁を取り巻く海賊版対策史を俯瞰すると、以下のような視点が導ける。

〔視点①〕

デジタル時代において、海賊行為の多様化・匿名化により、海賊版対策への対策も日々進化している。また、デジタル時代に対応した著作権法等の改正も日本国及び各国で頻繁に行われている。そのため、海賊版対策や法改正に関する情報もタイムリーなアップデートが必要である。

〔視点②〕

近年、インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策に関する事例が蓄積されてきており、一部の著作権者・コンテンツ企業等においては相当程度のノウハウや知識が集約・成熟されている（企業内の海賊版対策専門家の出現）。これら海賊版対策専門家のノウハウや知識は極めて有用である。一方、海賊版対策専門家を擁するコンテンツ企業等が必要とする情報は、高度な内容となる。

〔視点③〕

著作権侵害対策が引き続き重視されていることのほか、海賊版対策専門家の出現が刺激となり、新たに海賊版対策に積極的に対応する著作権者・コンテンツ企業等が増加している。また、近年の

デジタル時代の動向として、SNS の急速な普及により、UGC がコンテンツビジネス市場に参入しており(いわゆる「一億総クリエイター時代」)、今後は個人レベルで行われる小規模な海賊版対策も念頭に入れる必要がある。そのため、新たに海賊版対策を行う者(新規対応者)への情報提供の場が必要である。

以上の視点①ないし③を念頭に、本ハンドブックを取りまとめたい。

2. 本ハンドブックの構成

(1) 総論編

著作権侵害に対する法的手続(摘発や民事訴訟)は、本来、各国の著作権保護制度に則って行わねばならないものである。しかし、インターネットという国境を越えた場所における海賊版対策に関しては、実務上、各国の著作権保護制度に則った対応を行う前に、国を意識しない「共通の対応」を実施することが効率的かつ有効であることがある。また国内及び国外、さらには対象国すら問わない「共通の論点」が存在する。

本ハンドブック総論編では、このような実務を念頭において、まずは「共通の対応」や「共通の論点」などについて整理している。なお、総論編については、その性質上、新規対応者にとって有用な情報となることが多い。そのため、後述の検討委員会において海賊版対策専門家等の有識者よりヒアリングしたノウハウ・知識を集約し、これまで海賊版対策の経験がない者にも理解できるよう、可能な限り基本的な事項にも踏み込んだ解説をしている(視点③)。

(2) 各論編(各国編)

次に、総論編に記載する国内における「共通の対応」を実施しても奏功しない場合、各国の法制度に基づいた侵害対応実務等を行う必要がある。そこで、本ハンドブック各論編(各国編)においては、各国ごとに具体的な法制度及びそれに基づく権利行使等を調査し、取りまとめている。権利者へのアンケートの結果、法制度等の整備状況、コンテンツ市場規模等に鑑み、2020年度においては米国、ベトナム、ロシアを調査対象とし、2021年度においては中国を調査対象とし、2023年度には中南米(アルゼンチン、ブラジル、メキシコの3国)とインドネシアを調査対象とした。

各論編については、国内の対応が万策尽きたことを前提に、各国におけるエンフォースメント等を念頭に置いた解説となるため、その性質上、内容は海賊版対策専門家向けの高度な情報となる。そのため、後述の検討委員会において海賊版対策専門家等の有識者より、必要な情報や問題意識についてヒアリングを実施している(視点②)。なお、海賊版対策専門家においては、多忙なことが多いため、エッセンスとなる情報のみを的確に集約し、分量をコンパクトに収めることとした。

初めて海賊版対策業務等に取り組まれる方においては、各論編を読む前提として、総論編を熟読されることをお勧めしたい。

(3) 分冊構成

最後に、これら本ハンドブックの総論編・各論編については、それぞれ分冊として発行している。これは、各論編における調査対象国を随時追加することのほか、視点①から、総論編、各論編の内容ごとに、各々最新状況に応じた合理的かつ迅速なアップデートを可能とすることを念頭に置いているためである。

3. 本ハンドブック策定の背景

本ハンドブック策定にあたっては、IP FORWARD 株式会社を委託先とし、執筆協力を頂いた。

また、本ハンドブックに記載する内容や調査項目等については、海賊版対策専門家や著作権に係る法制度に精通した有識者からなる「検討委員会」における検討を通じて、調査を実施している。

「検討委員会」の委員は以下のとおりである。検討委員会については、極めて豪華な面々に集まって頂き、ご高見を承ることができた。専門的見地から適切なアドバイスを頂いた検討委員の方々、及び貴重な情報提供を頂いた各専門家の方々にこの場を借りて謝意を表したい。

検討委員会

【委員】(五十音順)

伊東 敦	氏(一般社団法人 ABJ 広報部会長兼法務部会長、株式会社集英社編集総務部)
カラペト・ホベルト	氏(Licks 特許法律事務所 パートナー(東京オフィス長)、ブラジル弁護士)
後藤 健郎	氏(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)代表理事)
鷹野 亨	氏(IP FORWARD 法律特許事務所 弁護士・弁理士)
埴崎 隆之	氏(T & K 法律事務所 弁護士、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)事務局長)
中島 博之	氏(東京フレックス法律事務所 弁護士、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)国際執行プロジェクト リーガルディレクター)
長橋 良浩	氏(特許庁 商標課 電子特許情報監理専門官(元 JICA 長期専門家ーインドネシア知的財産総局派遣))

調査協力者

中南米：Licks 特許法律事務所

(オブザーバー)

文化庁著作権課国際著作権室

室長	小林 美保
国際著作権参与	大出 萌
海外協力係	藤原 七海

2024 年 3 月
文化庁著作権課

[中南米編]

ハンドブック総論編においては、インターネットを利用した著作権侵害の態様及び侵害対策の対象となるウェブサイトの所在地を問わずに我が国で事実上とり得る対応方法を紹介したが、中南米編では、ブラジル・アルゼンチン・メキシコの著作権に関する法制度の概要、これらの国においてとり得る権利行使等の方法を紹介する。

目次

第1 ブラジル	4
I. 基本情報	4
1. 被害状況	4
2. 著作権法概要	5
(1) 著作物	5
(2) 著作権	7
(3) 権利制限規定	9
(4) 著作権登録	10
(5) 著作権侵害	12
II. 権利行使の方法	13
1. オンライン対応（削除要請・サイトブロッキング等）	13
(1) インターネットの状況	13
(2) インターネット上の著作権侵害への対応	13
(3) 削除要請	14
(4) サイトブロッキング、プロバイダーの責任	26
(5) 発信者情報開示請求	26
2. オフライン対応	27
(1) 概要	27
(2) 警告書	27
(3) 刑事摘発	28
(4) 民事訴訟	30
(5) その他	32
第2 アルゼンチン	34
I. 基本情報	34
1. 被害状況	34
2. 著作権法概要	35
(1) 著作物	35

(2) 著作権.....	36
(3) 権利制限規定.....	36
(4) 著作権登録.....	36
(5) 著作権侵害.....	38
II. 権利行使の方法	39
1. オンライン対応（削除要請・サイトブロッキング等）	39
(1) インターネットの状況	39
(2) インターネット上の著作権侵害への対応	39
(3) 削除要請	40
(4) サイトブロッキング、プロバイダーの責任	48
(5) 発信者情報開示請求.....	48
2. オフライン対応	49
(1) 概要	49
(2) 警告書.....	49
(3) 刑事摘発	50
(4) 民事訴訟	51
(5) その他.....	52
第3 メキシコ	53
I. 基本情報.....	53
1. 被害状況	53
2. 著作権法概要	54
(1) 著作物.....	55
(2) 著作権.....	56
(3) 権利制限規定.....	58
(4) 著作権登録.....	59
(5) 著作権侵害.....	60
II. 権利行使の方法	61
1. オンライン対応（削除要請・サイトブロッキング等）	61
(1) インターネットの状況	61
(2) インターネット上の著作権侵害への対応	61
(3) 削除要請	62
(4) サイトブロッキング、プロバイダーの責任	62
(5) 発信者情報開示請求.....	62
2. オフライン対応	63
(1) 概要	63
(2) 警告書.....	63

(3) 行政措置	64
(4) 刑事摘発	66
(5) 民事訴訟	69
(6) その他	69

第1 ブラジル

I. 基本情報

1. 被害状況

ブラジルでは、コンテンツの正規流通も順調に伸びている状況であるが、その一方で、海賊版の流通経路も多様化、拡大化しており、ブラジルにおける健全な合法的オンライン市場の発展を阻害し続けている。2022 年初頭に発表された Akamai/MUSO 社による調査によると、ブラジルはオンライン海賊版消費量の世界ランキングで 5 位であり、不正なコンテンツを提供するウェブサイトへのアクセス数は 50 億アクセスを超えているとされる。

加えて、音楽分野では、ブラジルの一人当たりの音楽収益が、1997 年の 8.50 米ドルから 2021 年には 1.82 米ドルに減少しており、その主な原因はオンラインでの海賊版の増加とされている。

また、ブラジルは、米国通商代表部（USTR） 2023 年 Special301 報告書¹においては 2022 年に引き続き監視リストに入っている。同報告書では、オンライン上の海賊版の頒布行為、非正規ソフトウェアの使用などが、合法的なコンテンツ配信チャネルの導入によって依然として大きな障壁となっていると述べている。

一方で、後述のとおり、日本の権利者による大規模な摘発成功事例も出ており、今後の海賊版対策の更なる成長が期待される。

¹ [https://ustr.gov/sites/default/files/2023-04/2023 Special 301 Report.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/2023-04/2023%20Special%20301%20Report.pdf)

2. 著作権法概要

ブラジルにおいて著作権法が単独の法律として制定されたのは、1898 年（1898 年 8 月 1 日法律第 496 号）であり、同法は憲法で定められた財産権（憲法第 5 条）に由来する。一方、民法にも著作権保護に関する規定がみられ、その後、関連する法律が複数制定されるに至った。また、1987 年にはコンピュータ・プログラムの保護や販売に関して規定するソフトウェア法（1987 年 12 月 18 日法律第 7646 号）が制定されている。

そして、著作権法とソフトウェア法は、1998 年に全面改正されて現在に至っている。

（1）著作物

ブラジル著作権法において、保護される著作物とは、「固定されているその表現の様式又は媒体が、有形か無形か、既知か将来発明されるものかを問わず、精神的な創作物」であるとされ、下記のとおり例示されている（著作権法第 7 条）。なお、これらは例示列举であり、要件を満たせば例示されていないコンテンツも著作物として保護される可能性がある²。

第 7 条

保護される知的著作物は、固定されているその表現の様式又は媒体が、有形か無形か、既知か将来発明されるものかを問わず、精神的創作であり、例えば：

1. 文学的、美術的又は科学的著作物の文章；
2. 講演、演説、説教及びその他同種の著作物；
3. 演劇用及び楽劇用の著作物；
4. 上演が書面その他の方法で記述された舞踊及び身振りの著作物；
5. 歌詞を伴い又は伴わない楽曲；
6. 音を伴い又は伴わない、映画の著作物を含む視聴覚的著作物；
7. 写真の著作物及びその他写真と類似した方法で作成された著作物；
8. 素描、絵画、彫刻、彫像、石版及びキネティックアートの著作物；
9. 図版、地図及びその他同種の著作物；
10. 地理学、工学、地形学、建築学、公園及び庭園の設計、舞台背景及び科学に関連する、設計図面、実物模型及び立体的著作物；
11. 新たな知的創作物として示される、原著作物の翻案物、翻訳物及びその他の変形物；
12. コンピュータ・プログラム；
13. 収集物又は編集物、選集、百科事典、辞書、データベース、及び対象物の選択、調整又は配列の効果により知的創作物を構成するその他の著作物。
 - (1) コンピュータ・プログラムは、それらに適用されるこの法律の規定の正当な配慮のもと、特別規定の対象となる。
 - (2) 号により与えられる保護は、情報や資料それ自体に及ぶものではなく、

² 条文の訳については、原則として CRIC 外国著作権法ブラジル編を引用している。以下同じ。

<https://www.cric.or.jp/db/world/brazil.html#chapter2to1>

著作物に収録されたデータや要素の著作権を害するものではないと解釈される。

- (3) 科学の分野では、保護は、その著作物の文学的又は美術的形態に関して与えられ、その科学的又は技術的な内容物に及ぶものではなく、他の規定の効力により無体財産に与えられるいかなる権利も害するものではない。

一方で、次のものは、著作権の保護から除外されると定められている（著作権法第8条）。なお、下記も、上記のリストと同様、例示列举である。

- (i) アイデア、規範の手順、システム、手法若しくは数学的プロジェクト又はその概念
- (ii) 精神的行為、ゲーム又は事業実施の計画又はルール
- (iii) あらゆる種類の科学的その他の情報の記入を意図した未記入の用紙及びそこに表現されている指示
- (iv) 条約又は協定、法律、政令、規則、司法判断その他公的に制定されたものの文章
- (v) カレンダー、日記、登録又は情報的解説のための説明文
- (vi) 切り離された名称及びタイトル
- (vii) 作品に具現化されたアイデアの産業的又は商業的な使用
- (viii) 特定の法令で保護されている場合を除き、技術水準
- (ix) 単なる報道資料にすぎない特性を持つ毎日のニュース

著作権は、著作者の死亡年の翌年の1月1日から起算して70年間（著作権法第41条）、又は視聴覚著作物及び写真の著作物の場合には、著作物の公開年の翌年の1月1日から起算して70年間、有効である（著作権法第41条第1項）。匿名又は変名作品の保護期間は、最初の発行の翌年1月1日から起算して70年となる（著作権法第43条）。視覚、写真及び集合著作物に関しては、その発行の翌年1月1日から起算して70年間保護される（著作権法第44条）。

(2) 著作権

著作権者の権利は、法的効果に関連して、著作権者が創作した著作物に対して著作権者が保有する人格権と著作財産権に分けられる（著作権法第 22 条）。

著作権法は、以下の行為に係る権利を著作財産権と規定している（著作権法第 29 条）。

- (i) 全部又は部分的な複製
- (ii) 発行
- (iii) 翻案、音楽の設定又はその他の転換
- (iv) あらゆる言語への翻訳
- (v) 視聴覚作品への組み込み
- (vi) 作品の使用又は開発のために著作権者が第三者と締結した契約に規定されていない頒布
- (vii) あらゆる手法又は手順によって、あらゆる人々が、自身が個別に選択した場所及び時間に、作品にアクセスできる方法で、作品を公開すること
- (viii) 次の方法により文学的、芸術的又は科学的作品について公衆に通信すること
 - (a) 実演、朗読、弁論
 - (b) 音楽的実演
 - (c) 音響又は同等のシステムの使用
 - (d) 放出、送信又はラジオ又はテレビ放送
 - (e) 公衆により頻繁に実施される送信、伝達の受信
 - (f) バックグラウンド音楽の提供
 - (g) 視聴覚、映画又は同等の表現
 - (h) 立体的作品、造形美術作品の展示
 - (i) 人工衛星の利用
 - (j) 光学システム、電話やその他の回線、全ての種類のケーブル及び将来考案される類似の通信手段の利用
 - (k) 立体的著作物及び造形美術の著作物の展示
- (ix) コンピュータ、マイクロフィルムその他のアーカイブ手段におけるデータベース、ストレージへの組み込み
- (x) 現存又は将来考案されうるその他の使用形態

著作権者人格権については以下のとおり規定している。

第24条

著作権者の人格権とは、以下の権利をいう。

1. 何時でもその著作物の著作権たることを主張すること
2. 著作物の利用に際しその著作権者として、氏名、変名又は慣習的な記号を表出又は告知させること
3. 著作物の未発行を保持すること
4. 方法を問わず、著作物に悪影響を及ぼしそうな又は著作権者としての声望若しくは名誉を害しそうなあらゆる改変や行為に反対することによって、著作物の同一性を確保すること
5. 利用の前後を問わず、著作物を修正すること
6. 著作物の流通又は利用が著作権者の声望又は印象に悪影響をもたらしそうな場合、著作物を流通から回収すること又は既に許諾されたあらゆる種類の利用を停止すること
7. 写真や類似又は視聴覚的手段の方法によってそれらの記録を保存する観点から、第三者が適法に所有する著作物の単一又は希少なコピーを利用すること。但し、その所有者に生じる不便が可能な限り最少となる仕方となされなければならない。所有者が被るいかなる損害や不利益も賠償されるものとする。
 - (1) 著作権者の死亡に際し、1号から4号に言及する権利は承継者に移転される。
 - (2) 国は、公有に帰した著作物の同一性及び著作権者たることを守る義務を負う。
 - (3) 5号及び6号に規定する場合について、第三者は必要に応じて事前の免責の承諾を得ることができる。

著作隣接権は、実演家、レコード製作者、放送機関に帰属するものと理解されている。著作権法は、その第89条において、著作権に関する規定が適切な場合には著作隣接権にも適用されることを定めている。

同法第96条によれば、著作隣接権の保護期間は、レコードの場合は固定された翌年の1月1日から数えて70年とされる。

(3) 権利制限規定

権利の制限に関して、ブラジル著作権法はその第 46 条から第 48 条において、保護される著作物の使用又は複製が侵害を構成しない旨の規定を定めている。パロディが明文で認められている点が特徴的である。

第 46 条

以下については著作権の侵害とはならない。

1. 複製

- a. 著作者名（署名されている場合）及び取得元の発行物の名称の記載とともに、新聞又は雑誌からのニュースや情報記事の日刊又は定期刊行物への複製
 - b. いかなる種類の公の集会でなされた演説の新聞又は雑誌への複製
 - c. 嘱託された対象物の持ち主によって複製がなされ、描写された者又はその相続人がそれに異議を唱えない場合、嘱託により作成された肖像画又は他の形式の同様の表現の複製
 - d. 複製が営利を目的とせずに行われることを条件に、点字又は視覚障害のために設計された媒体を用いる他の方法により、視覚障害者に限定した利用における文学的、美術的又は科学的著作物の複製
2. コピーをする者の私的な使用での、著作物からの短い抽出のコピーによる複製。但し、営利を目的とせず使用者自身により行われるものとする。
 3. 研究、批評又は討議を目的とした、目的上正当な限度での、本、新聞、雑誌又は他の伝達媒体における著作物の一節の引用。但し、著作者名が表示され引用の出所が示されるものとする。
 4. 教育施設の中で提供される授業の過程において授業を受ける者が取る記録。但し、授業を行う者の明確な事前の許諾なく、その全部又は一部の発行が禁止されることを条件とする。
 5. 顧客へのデモンストレーションを唯一の目的とした、商業施設での文学的、美術的又は科学的著作物、レコード及びラジオ及びテレビ放送の利用。但し、当該施設がそれらのそうした利用を可能とする材料や装置を販売することを条件とする。
 6. 収益の目的なく、家庭内又は教育機関での教授の目的でのみ行われる上演や演奏。
 7. 裁判上の証拠又は行政上の手続としての文学的、美術的又は科学的著作物の利用。
 8. その性質にかかわらず既存の著作物からの短い抜粋での、又は立体的芸術の著作物の場合は著作物の全体についての著作物の複製。但し、複製物それ自体が新しい著作物の主要な主題ではなく、複製される著作物の通常の利用を脅かさず又は著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

第 47 条

元の著作物の事実上の複製ではなく、いかなる面においてもそれを傷つけない場合、言い換えやパロディは自由である。

第 48 条

公共の場所に恒久的に設置された著作物は、絵画、素描、写真及び視聴覚的方法により自由に描写できる。

最終的に権利侵害に該当するかについて、ブラジルの裁判所は、著作権保護の適用に関するベルヌ条約に規定された国際的なメカニズムである以下の 3 段階テストを考慮して判断していると考えられる。

Step 1：特別の場合であって

Step 2：著作物の通常の利用を妨げず

Step 3：著作者の利益を不当に害しない

(4) 著作権登録

著作権は、ブラジルも加盟するベルヌ条約上、著作物を創作した時点で自動的に発生するものであり、特許権や商標権等とは異なり、登録をしなくとも権利行使は可能である。しかしながら、著作権に基づく権利行使をする場面では、実務上、登録証が証拠として求められることが少なくない。

ブラジルでは、著作権法上で権利の登録が権利保護の要件でないことは明記されているが（著作権法第 18 条）、各公共団体に著作物を登録することができることも規定されており（同第 19 条）、権利行使を想定した場合は登録が望ましい。

具体的には、音楽作品は音楽院（Escola de Música）、視覚芸術作品はリオデジャネイロ連邦大学の美術学校（Escola Nacional de Belas Artes）、工学及び建築作品は連邦工学・建築・農学委員会（Conselho Federal de Engenharia, Arquitetura e Agronomia (CONFEA)）、文学作品は国立図書館（Biblioteca Nacional）に登録することができる。さらに近年、国立図書館は、文学のみならず、他の種類の作品の登録も受け付けているので、まずは国立図書館での登録を検討することが望ましい。国立図書館に作品を登録するためには、著作者は自身についての情報などを様式に記入し、作品及び他の書類とともに提出しなければならない。登録のための審査はない。

国立図書館に著作権登録を申請する場合の必要書類は以下のとおりである。

(i) 著作者の ID（注：ブラジル人の場合は身分証明書及び納税者番号である。外国籍の市民はパスポート番号を提出することができる。）又は（法人が著作権を有する場合）法人納税者登録番号（CNPJ）

(ii) 委任状（代理人が申請書を提出する場合）

(iii) 著作者によって署名及びイニシャルが入った作品のサンプル

(iv) 契約書（もしあれば）

（※ 著作権の譲渡を受けた場合、譲受人から著作権登録が求められる場合がある。）

効果として、法定賠償制度への影響はない（第 18、19、20 及び 21 条）。著作権法第 18 条で「この法律に規定する権利の保護は登録に依らない。」と規定されているように、登録は著作権を証明する一つの要素となるのみであって、実際に権利行使をする際には、著作権があることを証明する必要がある（但し、最初に著作権登録原簿に登録されていることの主張又は著作権登録書を提出して、相手方から反論がなければ、著作権があることを証明する必要はない。）。

著作権登録者の情報が公開されていない場合、民事訴訟などの場合は、裁判官に対して、担当機関に向けて関連する情報の開示命令を出すよう求めることができる³。

³ 1021565-09.2014.8.26.0100 (3rd Regional Court of Tatuapé, São Paulo)

(5) 著作権侵害

著作権の内容は上記(2)のとおりであり、これらの行為を権利者の許諾なく無断で行えば、権利制限規定に該当しない限り、原則として著作権侵害になる。

加えて、刑法は、著作権の侵害に該当する行為として以下を挙げている(刑法第184条)。なお、当該刑法の規定は限定列举と解されるが、著作権侵害にあたる全ての行為を網羅していると解される。

- (i) 違反行為者が、著作者、適切な場合は演者若しくはプロデューサー、又はその代理人からの特別な許可なく、あらゆる手段又は手順で、作品、翻訳、実演又はレコードからの直接的又は間接的な利益を目的として、全て又は部分的な複製を行う行為
- (ii) 直接的又は間接的な利益を目的とし、権利者又はその代理人の特別な許可なく、著作権、実演家の権利、レコード製作者の権利又は著作物若しくはレコードのオリジナル若しくはコピーを貸与している者の権利を侵害し、複製された著作物又はレコードのオリジナル又はコピーを頒布、販売、販売のための展示、賃貸、国内への流入、入手、隠匿、預入をする行為
- (iii) 直接的又は間接的な利益を目的とし、著作者、実演家、プロデューサー又はその代理人からの特別な許可なく、ケーブル、ファイバー光学、サテライト、電波又はその他のシステムにより、利用者があらかじめ要求をすることで、希望の時間及び場所で受信する作品又は製品を選択することを可能にする行為

上記(i)及び(ii)については、権利者が告訴することを要求しない非親告罪であるが、実務においては、刑事手続の開始前に、著作権者が告訴することが一般的である。一方、(iii)は親告罪で、著作権者又は作品が公有財産の場合は、国による告訴(法的措置の開始)が必要となる。

II. 権利行使の方法

1. オンライン対応（削除要請・サイトブロッキング等）

（1）インターネットの状況

インターネット上の海賊版については、大きく分けて動画や漫画等の著作物が配信されている場合と著作権を侵害するグッズ等の商品が販売されている場合に二分される。

大手の動画投稿サイト、SNS については、世界的にもシェアの多い YouTube 等の大手配信サイト、Instagram などの SNS の利用が多いが、海賊版サイトの利用も多い。主要な EC サイトとしては、Mercado Libre⁴、Americanas、Amazon 等が挙げられ、いずれも削除要請窓口や削除要請フォームを設けている。

（2）インターネット上の著作権侵害への対応

ブラジルにおいて、海賊版が発見されるプラットフォームの主体としては、大きく以下の 2 つに分かれる。

- ① 正規コンテンツも多く含まれる大手動画配信サイトや SNS プラットフォーム（YouTube など）上に海賊版コンテンツがアップロードされている場合
- ② 海賊版コンテンツを主として配信・掲載することを目的とした独立サイトに海賊版コンテンツがアップロードされている場合

海賊版コンテンツを発見した場合、①については、削除要請（海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトなどの運営者に対し、任意で削除するように求める手段）が有効であり、下記（3）で解説する。一方、②については削除要請しても任意に削除される可能性は低く、下記（4）で記載するサイトブロッキングや下記 2 で記載するオフライン対応を検討することになる。

⁴ スペイン語では Mercado Libre、ポルトガル語では Mercado Livre と表記する。本ハンドブックでは「Mercado Libre」と記載する。

(3) 削除要請

ア. 概要

海賊版コンテンツを発見したときに、実務上まずよく取られる手段は「削除要請」である。すなわち、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトなどの運営者に対し、削除要請フォームや電子メールによる通知を通じて、任意で当該海賊版コンテンツをウェブサイトから削除するように求める手段である。

削除要請の一般的な手順・方法、ブラジルでも利用されることの多い大手プラットフォーム（YouTube、TikTok、Facebook、Instagramなど）の具体的な削除要請手順については、「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック」の総論編を参照されたい。

本節では、ブラジルにおける大手オンラインマーケットプレイスである Mercado Libre について、本ハンドブック作成時点における、その具体的な削除要請の手順を説明する。

イ. Mercado Libre

(ア) 削除要請手続及び必要資料

Mercado Libre⁵では、著作権侵害を含む知的財産権侵害の商品リンクの削除要請を行うための専用ウェブフォームを設けている。以下では、この専用ウェブフォームによる削除要請の方法を紹介する。

【Step 1】アカウントを登録する

URL⁶ : <https://www.mercadolibre.com.ar/noindex/pppi/rights/enroll?lang=en>

以下の手順に従って、アカウント登録（Brand Protection Program のメンバーになる）、及び対象知的財産権の登録を行う。

※ 同一権利の場合、知的財産権登録は初回の削除要請時にのみ行う。

⁵ <https://www.mercadolibre.com/> 本ページより、ブラジル、アルゼンチン、メキシコをはじめとする Mercado Libre の各運営国のホームページにアクセスすることが可能である。

⁶ 1つのアカウントを登録すれば、全ての運営国で権利行使を行うことができる。

English ▾

Join the Brand Protection Program

The program was created so that rights holders and their representatives can report listings that infringe their rights on Mercado Libre.

If you already have a request in process, please [check its status](#).

i Make sure you have on hand the documentation that proves your rights. All information provided will be confidential, and we will not share it with anyone.

What type of user do you want to register?
どの種類のユーザーを登録したいのか？

※ここでは、権利者を指す上の項目を選択している。

権利者の場合

☐ I am the rights holder or legal representative 私は権利者又は法定代表者である。
That is, you are the owner or legal representative of the rights that you're going to register.
つまり、あなたは登録しようとしている権利の所有者又は法的代表者である。

代理人の場合

☐ I am a representative of the rights 私は権利の代理人である。
That is, you are a natural or legal person authorized by the rights owner to act on their behalf.
つまり、あなたは、権利者の授權を得て権利者のために行動する自然人又は法人である。

Account information アカウント情報

Name or Business Name

氏名・事業名

Country 国

ID type

IDの種類 (RUT, CUIT, CNPJ, etc.)

ID number

IDの番号

RUT, CUIT, CNPJ, etc.

What type of rights do you want to register? どの種類の権利を登録したいのか？

You can select one or more rights. We will ask you to attach documentation for each of them.

1つ又はそれ以上の権利を選択でき、それぞれの資料の添付が求められる。

☐ Brand

ブランド (商標)

☐ Industrial design and models

工業的デザインとモデル (意匠)

☐ Patents, utility models or plant breeder's rights

特許、実用新案又は育成者権

☐ Copyright

著作権

☐ Related rights

(その他) 関連権利

ここでは著作権を選択する

Copyright 著作権 ※

Please submit the [necessary documentation](#). Note that we do not accept other documents.
 必要な書類をご提出ください。なお、それ以外の書類は受け付けないのでご注意ください。

[Attach](#) 添付する

Use PDF, JPG, PNG or a ZIP file if you need to attach more than one document. Maximum size of 10 MB.
 複数のファイルを添付する必要がある場合は、PDF、JPG、PNG、又はZIPファイルを利用ください。ファイルの最大サイズは10MBである。

ここをクリックして各タイプの作品に対応する必要書類を確認することができます。

各タイプの作品の必要書類に関する説明とその参考和訳は以下のとおりである。

Copyright



Include a list of the works you want to protect and the corresponding documentation. Please note that if the rights holder is an individual, you must also attach images of their ID.

Literary works

Deposit of the work before authorities (if any) and any additional documentation that contains: Name of the author, name of the owner of the economic rights if it were not the same, economic rights of which it is the owner, publisher, title, ISBN/ISSN, countries covered by the right and expiration date of the rights.

Computer programs or software

Deposit of the work before authorities (if any), PDF file with the list of programs or software, description of the program or software and screenshots.

Photographs, pictures, paintings and sculptures

PDF file that contains the work, link to an official website where the works are shown and deposit of the work before authorities (if any).

Music

Description and title of the work, deposit of the work before authorities (if any), information on registration in a collective management society (if any).

Video

Description and title of the work, as well as screenshots.

Others

PDF file that contains the work, link of a website where the work or its deposits are shown before authorities (if any).

著作権

保護したい芸術作品のリストと関連書類を提出してください。なお、著作権者が個人の場合は、身分証明書の写真も添付してください。

文学作品

官庁に登録された作品のデータ（もしある場合）その他の追加書類（下記内容が含まれる）。著作者の名前、著作権における経済的権利の所有者の名前（もし経済的権利の所有者が著作者と同じではない場合）、出版社、タイトル、ISBN / ISSN、権利の及ぶ国と有効期限。

コンピュータ・プログラムやソフトウェア

官庁に登録された作品のデータ（もしある場合）、プログラムやソフトウェアのリストを含む PDF ファイル、プログラムやソフトウェアの説明とスクリーンショット。

写真、図面、絵画及び彫刻

作品が格納されている PDF ファイル、作品が展示されている公式サイトへのリンク、官庁に登録された作品のデータ（もしある場合）。

音楽

作品の説明とタイトル、官庁に登録された作品のデータ（もしある場合）、著作権集中管理組織に登録された情報。

ビデオ

作品の説明、タイトル及びスクリーンショット。

その他

作品が格納されている PDF ファイル、作品が展示されている公式サイトへのリンク、官庁に登録された作品のデータ（もしある場合）

Contact details for representative 代表者の連絡先

These are the details we'll use from Mercado Libre to contact the account representative or administrator.

Mercado Libreからアカウント代表者又は管理者に連絡するために使用するものである。

Contact name and surname 連絡先の氏名

E-mail corporativo ビジネス用メールアドレス

Phone number 電話番号

Contact Language 連絡用の言語

Include the international calling code, the area code and type only numbers (for example: 130547124433).

国際電話の場合、国コードや地域コードを含む。数字のみを入力する（例:130547124433）

※英語、スペイン語又はポルトガル語から選択する。

Public Details 公開情報

ここに記載した「公開情報」は出品者に公開されるので、ご注意ください。

This is the information that we'll send to the reported seller so that they can contact you once the reporting process is complete. Make sure to write the name of the brand or economic group so that the seller knows who is reporting them.

出品者が申立人の情報を知ることができるように、ブランド名又は経済団体の名前を記載するようにしてください。

Display Name 表示の氏名

Email メールアドレス

We will use it to reset your password.

パスワードのリセットに利用される。

☐ I accept the Terms and Conditions of the Brand Protection Policy and agree to share my information with Mercado Libre to help protect my brand.

サイトのポリシーに同意してチェックを入れる。

「Continue」をクリックして権利者登録を完了する。

Cancel

Continue

18

上記ページでアカウント登録申請提出後、メールアドレスと状況確認に必要な問い合わせ番号を取得する必要がある。その手順は下記のとおりである。

前のページで「Continue」をクリックすると、先ほど入力されたメールアドレスに6桁の数字を含むメールが送信され、その6桁の数字を下のボックスに入力する。

If you cannot find it, please check the spam folder.



Submit application

(アカウント登録)申請を提出する

Resend code

You'll be able to resend the code in 1 seconds



Your enrollment request is being processed

Request Number: [Redacted]

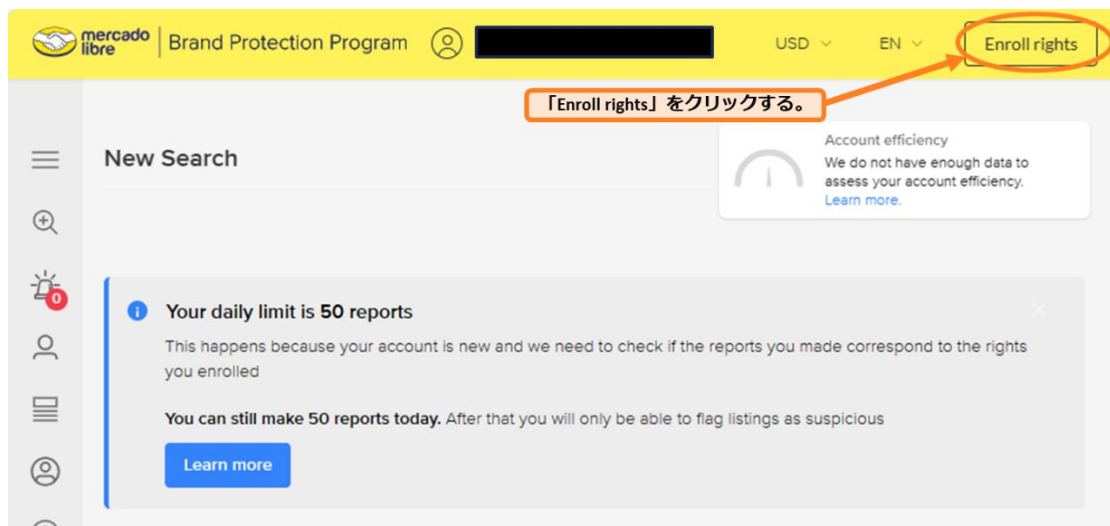
We will let you know at this e-mail [Redacted] as soon as it is approved.

If we find any issue

Leave

前のページで「Submit application」をクリックすると、9桁の数字番号が振られる。この番号をもってアカウント申請のステータスを確認することができる。

Mercado Libre は、アカウント登録申請提出から 48 時間以内に審査結果を通知としている。また、アカウント登録後に、下図のとおり「Brand Protection Program」ポータルページの右上の「Enroll rights」をクリックして、他の知的財産権を登録することもできる。



【Step 2】リンク削除要請を提出する

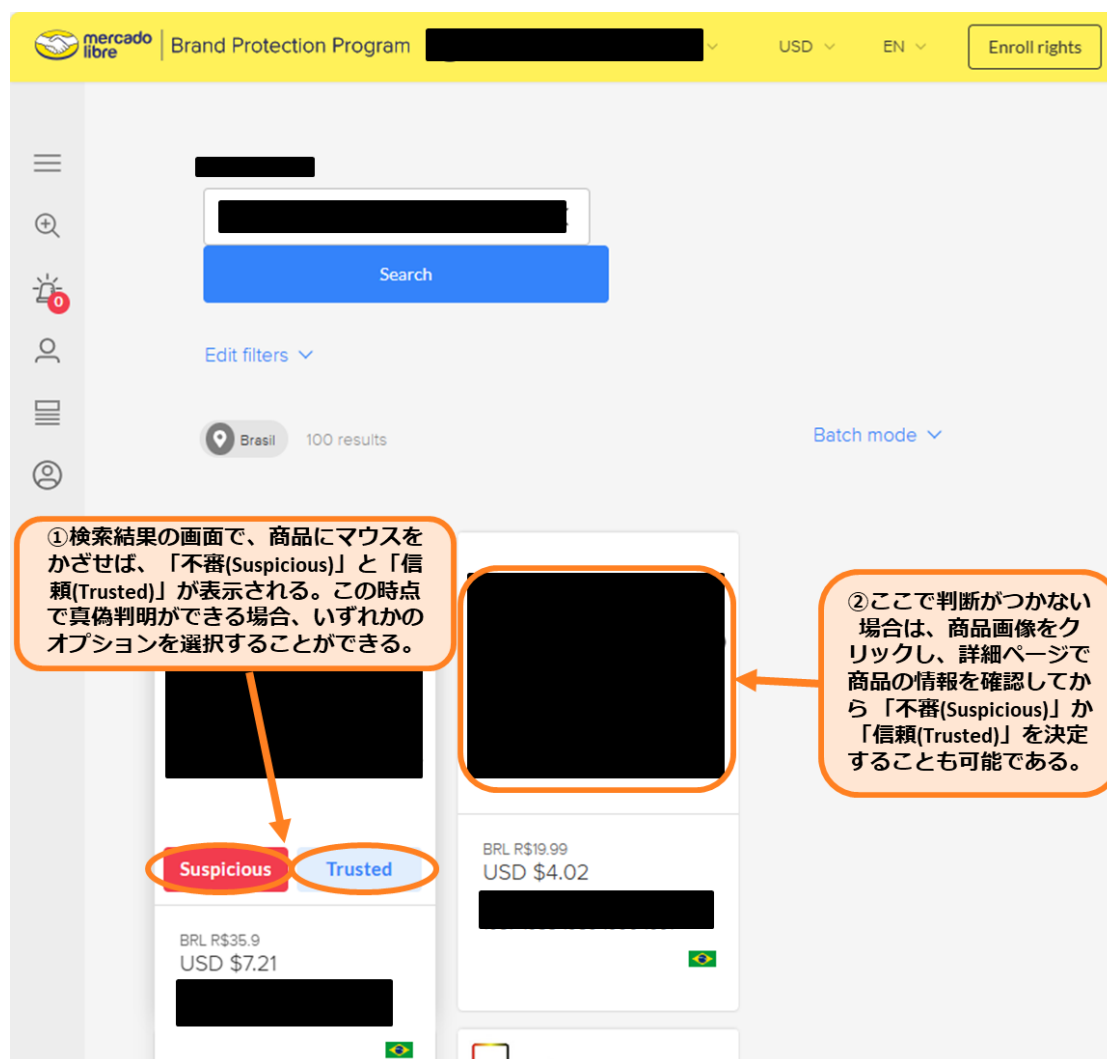
Mercado Libre の知的財産権ポリシーによると、削除要請を行うには、まずは「Brand Protection Program」で検索を行い、削除要請の対象商品を「不審(Suspicious)」商品リストにリストアップする必要がある。そして不審商品リストから、一括して各商品リンクの削除要請を行う。以下では、削除要請対象商品の検索、不審商品リストへの追加、及び削除要請の提出の方法を紹介する⁷。

2-1 削除要請の対象商品を検索する

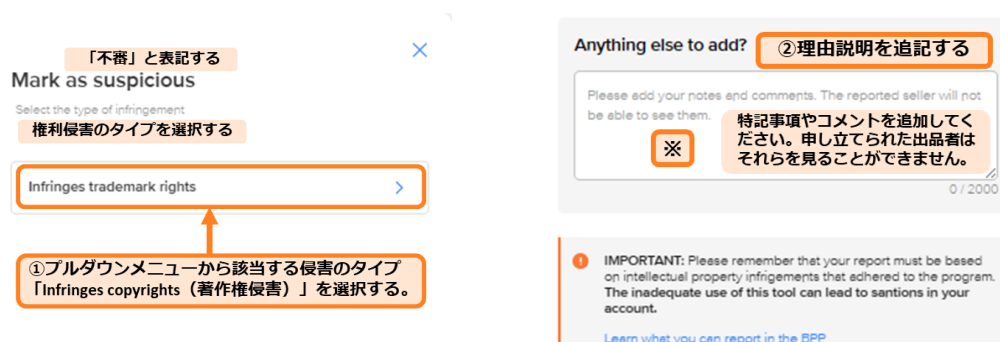
The screenshot shows the 'New Search' page of the Mercado Libre Brand Protection Program. The interface includes a top navigation bar with the Mercado Libre logo, 'Brand Protection Program', currency (USD), language (EN), and an 'Enroll rights' button. A sidebar on the left contains navigation icons. A notification banner states: 'Your daily limit is 50 reports. This happens because your account is new and we need to check if the reports you made correspond to the rights you enrolled. You can still make 50 reports today. After that you will only be able to flag listings as suspicious. Learn more.' Below the notification, the 'Select your search criteria' section is highlighted with an orange box and labeled '① 次の4つの検索方法から一つを選択する。' (Select one of the following 4 search methods). It contains four options: 'Quick search' (highlighted with an orange box and labeled 'クイックサーチ'), 'Listing ID' (商品表示ID), 'URL' (URL), and 'Seller name' (出品者名). The 'Search by keywords, EA' option is also highlighted with an orange box and labeled '② 検索のキーワードを入力する。' (Enter the search keyword). Below this, the 'URL' option is selected, and a blacked-out text input field is shown. A blue 'Search' button is highlighted with an orange box and labeled '「検索(Search)」をクリックして検索を開始する。' (Click 'Search' to start the search).

⁷ https://mercadolibre.com/org-img/brand-protection-program/toolkits/brands/toolkit_en.pdf

2-2 不審商品リストへ追加する



対象商品に不審マークを付ける際の手順は以下のとおりである。



※上記②「理由説明」の参考例

(英文)

As shown in the evidence uploaded by the Complainant, the good listed by the Respondent is using the same pattern to the work which is created by the Complainant. However, the Respondent did not obtain a license to the painting from the Complainant. The act of the Respondent to sell such good is infringing the copyright of the Complainant. Therefore, to protect the legitimate rights of the Complainant, the Complainant hereby requests that the link of the good listed by the Respondent should be removed.

(参考和訳)

申立人がアップロードした証拠に示されたように、申立対象の商品は、申立人が創作した作品と同一である。しかしながら、被申立人は申立人から当該作品の使用許諾を得ていない。被申立人が当該商品を販売する行為は、申立人の著作権を侵害していると考えている。したがって、申立人の適法な権利を保護するため、申立対象の商品の販売リンクを削除するよう要請する。

2-3 削除要請を提出する

「Brand Protection Program」ポータルページの左側の「Suspicious listings」をクリックして、対象商品に対する削除要請を提出する。

The image consists of two screenshots of the Mercado Libre Brand Protection Program interface.

Top Screenshot: The 'Brand Protection Program' header is visible. In the left sidebar, the 'Suspicious listings' menu item is highlighted with an orange circle. An orange callout box points to it with the text: 「不審商品リスト(Suspicious listings)」をクリックする。

Bottom Screenshot: The 'Report Suspicious Listings' page is shown. An information banner at the top states: 'Your daily limit is 50 reports. This happens because your account is new and we need to check if the reports you made correspond to the rights you enrolled. You can still make 50 reports today. After that you will only be able to flag listings as suspicious.' Below this, there are buttons for 'Bulkupload', 'Send all denounces', and 'Delete reports'. The 'Delete reports' button is circled in orange. An orange callout box points to it with the text: ② 「Delete reports」をクリックして削除要請を提出する。

Below the buttons, there is a table with columns 'Publication', 'Price', and 'Reason'. The first row has a checkbox checked and the text 'Select all' next to it. An orange callout box points to this checkbox with the text: ① 不審商品リストにおいて、削除したい項目の左側にチェックを入れ、全てを削除したい場合は「全てを選択(Select all)」をクリックすることもできる。

【Step 3】 申立結果の確認⁸

3-1 受理

申立人が著作権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、Mercado Libre は当該削除要請申立ての有効性や必要な情報が含まれているかを審査する。必要な情報が不足している場合や更に詳しい情報が必要な場合、Mercado Libre からメール等で申立てに関する追加情報を求められることがある。

3-2 対象商品の表示の一時停止

Mercado Libre が削除要請申立内容を審査し、侵害が成立すると判断した場合、対象商品の表示を一時停止とする。

3-3 異議通知

出品者は、自己の商品の展示が一時停止されたという通知を受けた後、4 日以内に異議通知を提出することができる。もし 4 日以内に異議通知が提出されなければ、その商品は完全に削除される。

3-3 異議通知後の流れ

出品者が所定の期限内に異議通知を提出した場合、申立人は 4 日以内にその異議通知の内容を承認するか拒否するかを決めなければならない。もし申立人が異議の理由を承認した場合（又は、所定の期限までに回答できなかった場合）、当該削除要請が却下され、対象商品の出品が再開される。一方で申立人が異議の理由を拒否した場合、対象商品が Mercado Libre のサイトから永久に削除され、さらに、Mercado Libre は当該出品者に処分を科すかどうか検討する。

Mercado Libre のポリシーによると、申立人の情報開示については、削除要請終了後、出品者が申立人の決定の詳細を知りたい場合、申立人の連絡先情報が出品者に開示されることがある。申立人が登録フォームで公開情報（Public Details）として記入した情報のみ出品者に開示されることになる。

⁸ https://mercadolibre.com/org-img/brand-protection-program/toolkits/brands/toolkit_en.pdf

（４）サイトブロッキング、プロバイダーの責任

インターネット上の海賊版に特化した法律や規制ではないが、電子商取引に関するものとして、インターネット対策法（2014年4月23日法律第12965号）がある。

同法第18条において、インターネットサービスプロバイダーは、第三者によって作成されたコンテンツから生じる損害について民事責任を負わないとされている。但し、同法第19条において、インターネットサービスプロバイダーは、裁判所による命令の後、サービス内容及び技術的な制限の範囲内で、指定された期間内に、裁判所の命令に従って、侵害として認められるコンテンツを利用できないようにするための措置（対象となるコンテンツの削除等）をとることを怠った場合、第三者によって作成されたコンテンツから生じる損害に対して民事責任を問われることがある、とも規定されている。

サイトブロッキングについても明確に定めた規定はないが、裁判所において、対象インターネットサイトの閉鎖を命じることはある。インターネット対策法が、民事上の措置又は刑事上の措置として、同法に違反する行為（著作権侵害も含まれると解される。）の一時停止を求めることができると定めていること（同法第12条）が根拠と解されている。なお、特段、対象が国内外のサーバーであるかについて法令上や運用上、限定はなく、ブラジル外のサーバーに対してもサイトブロッキングを実施することは可能と解される。

インターネットサービスプロバイダーの責任が争われた裁判例として、Google Brasil Internet Ltda. v. Ronaldo Lemos da Silva Júnior（2010年）がある。原告が、Googleが提供しているサービス「Blogger」を通じて公開されたブログに掲載された特定のコンテンツが自身の著作物の著作権を侵害しているとして、Googleに対して対象投稿を削除するよう求めたが、Googleは「Blogger」の利用規約に基づき、投稿者に対して削除要求を送信することを提案した。これに対して、原告は、Googleが「Blogger」の提供者としてコンテンツに対する検閲責任を負うべきであると主張して、損害賠償等を求める裁判を提起した。

裁判所は、Googleが「Blogger」のホスティングサービスを提供しているに過ぎず、コンテンツに対する検閲責任を負わないという見解を支持したが、権利者から合理的な理由に基づいて特定のコンテンツを削除することを要求された場合、Googleは削除要求に応じる必要があると判断し、インターネットサービスプロバイダーの責任が認められる場合があることを判示した。

（５）発信者情報開示請求

ブラジルでは、権利侵害情報を発信した発信者に関する情報開示をプロバイダーに求めるいわゆる発信者情報開示請求は認められていない。

2. オフライン対応

(1) 概要

削除要請申立ては、デジタルプラットフォームにおける著作権侵害を迅速に停止させるための費用対効果の高いオプションである。しかし、侵害コンテンツを削除するだけでは、侵害者は別のウェブサイトにはコンテンツを再アップロードしたり、別の名前を使ったりすることができるため、長期的、根本的な解決策とはならないこともある。

悪質な侵害者に対しては、削除要請申立て以外のさらなる措置を検討する余地がある。オンラインからオフラインの強制措置に移行する場合には、侵害者の身元と詳細を取得する必要がある。調査によって侵害者の身元と場所が明らかになった場合、権利者はさらなる措置として、以下の手段を検討し得る。それぞれについて説明する。

- ・ 警告書
- ・ 刑事摘発
- ・ 民事訴訟

(2) 警告書

警告書を送付して、侵害者に侵害の停止を要求することが考えられる。侵害者に対しては、侵害コンテンツの削除、侵害物品の引渡し・廃棄、約束の履行、謝罪文の公表、侵害の結果としての賠償金の支払いなどを交渉して求めることが可能である。

侵害者に対処する方法として民事訴訟や刑事摘発があるが、民事訴訟や刑事摘発は所要時間・費用や結果について予測困難な場合があり、和解のために侵害者にアプローチすることで、早期に、かつ多額の費用をかけずに一定の成果を得ることを目指すことができる。

ブラジルにおいては、後述するとおり刑事摘発・民事訴訟ともに時間を要する傾向にあり、事前に、又は、並行して警告書に基づく交渉が行われることが実務上多い⁹。

加えて、警告書を送付しても無視されることを防ぐため、ノックアンドトークとも通称される、特定された住所に対して直接訪問し、侵害者に対し、その場での海賊版サイトの配信停止及び誓約書の提出を求める方法がとられることもある。とりわけ、証拠隠滅が容易な海賊版配信サイト等では効果的な場合もある。もっとも、住所の特定をすること、失敗すると再度の交渉は難しいこと、侵害者が侵害行為をその場で否定してくる

⁹実務上、他国での発信者情報開示請求により特定された発信者情報や、警察の捜査で明らかになった侵害者の情報に基づいて警告を行うことがある。

ことが想定されることから、事前に、侵害者に提示する確実な証拠の入手、住所の特定や侵害者の行動の把握含め念入りの調査をすることが望ましい。また、危険を伴う場合もあり得るので、原則として経験豊富な現地代理人を選定すべきである。

(3) 刑事摘発

ア. 制度

刑法では、以下のとおり、著作権侵害行為に関する罰則が規定されている（刑法第 184 条及び第 186 条）。

- (i) 著作権及びそれに関連する権利の侵害は、原則として 3 か月～1 年の懲役、罰金が科せられる。
- (ii) 違反が経済的目的で行われ、著作権で保護された作品の、無断での完全又は部分的な複製又は販売、貸与又は配布で構成される場合、2～4 年の懲役、罰金が科せられる。
- (iii) 経済的目的で、インターネットを介して著作権で保護された作品にアクセスする手段を提供する者にも上記(i)(ii)の罰則が適用される。
- (iv) 著作権が制限されている場合、又は個人が経済的目的なく私的使用のみに著作物の複製を使用する場合、罰則は適用されない。

刑事摘発により罰則を適用する手続は、刑事訴訟法に規定されている。刑事訴訟は、国内の州刑事裁判所（*Varas criminais da justiça estadual*）に提起しなければならない。

公訴犯罪について、警察による捜査は以下の方法により開始される。

(i) 職権、又は、(ii) 司法当局若しくは地区検察局の請求、又は被害者若しくは法定代理人の請求（刑事訴訟法第 5 条）。

公訴が適用可能な刑事上の侵害行為の事実を知っている者は、警察当局に、口頭又は文書により、当該情報を通知し、警察当局は当該情報の正当性を検証の上、捜査の開始を命令する（刑事訴訟法第 5 条第 3 項）。

告発を要する犯罪については、当該告発が行われるまで、捜査を開始することはできない（刑事訴訟法第 5 条第 4 項）。

警察、地方検察局、裁判所の関係に関しては、以下のとおりである。

警察に捜査班（*poilce inquest*）が設置され、警察の捜査が開始し、犯罪が存在するか否かの証拠が収集される。この情報が地方検察局の審査を受けるべく提出され、検察局は違反被疑者を告発するかどうか、又は警察に捜査班の解散を求めるかどうかを判断する。い

ずれの場合にも、要請を裁判官の審査に付すべく提出する。

告発がなされる場合には、裁判官は、自らの判断に従って、かつ告発の裏付けとなる要素を分析した後で、告発を受理するか、しないかを判断することができる。

イ．事例

海賊版に対する刑事摘発の例として、2020 年 11 月から実施されている「404 作戦」(Operação 404) が挙げられる。ブラジルの連邦警察が主導してインターネット上の海賊版に対して行われた大規模な摘発であり、ブラジル国内外の数十のウェブサイトを開鎖し、数百万件に上る違法なデジタルコンテンツを削除するものである。2022 年も「404 作戦」は継続され、主要な海賊版のターゲットに対する搜索・押収のための捜査に加え、サイト開鎖などを通じて、ブラジルの 11 の異なる州でオンライン海賊版プラットフォームが取締りの対象になった。具体的には、2022 年 8 月、サンパウロ州司法裁判所は、21 の主要なストリームリッピングサービス¹⁰に対して永久的な差止命令を下し、2022 年 9 月、同裁判所は 40 の主要なストリームリッピングサービスに対して初期期間 180 日間の差止命令を下している。両命令は、ブラジルの海賊版対策団体 APDIF（ブラジル知的財産権・音楽著作権保護協会）とサンパウロ州検察庁のサイバー犯罪部門による申請を受けて出されたものである。

とりわけ、日本の権利者からの要請により、刑事摘発に至った事例があるので紹介する¹¹。

2022 年 11 月、東映アニメーション株式会社、東宝株式会社、株式会社バンダイナムコフィルムワークスの 3 社が、ブラジルで日本のアニメの海賊版を配信する海賊版サイト 4 サイトについて一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）を通じて刑事告発を行った。調査の結果、そのうち 2 サイトは同じ運営者により開設されていることが明らかとなったことから、2023 年 2 月 8 日から、3 事件についてそれぞれ家宅搜索他の捜査を実施し、これら 4 サイトに加えて、被疑者らが運営していた関連する 9 サイトも併せて計 13 サイトが開鎖されるに至った。

その後の調査により明らかになった情報を基に、新たに別の 9 サイトの運営者に対するノックアンドトーク（上記 2（2）参照）も行われたことにより、一連の動きによって合計 31 サイトが開鎖されるに至った。

日本の権利者の働きかけによりブラジルの現地視聴者向けのサイトが摘発された画期的なケースといえる。

¹⁰ YouTube や Spotify などの楽曲データを、ダウンロード可能な複製ファイルに変換することを意味する。

¹¹ CODA ニュース（2023 年 4 月 20 日）

<https://coda-ci.jp/news/1459/>



ブラジル法務公安省のプレスリリース ¹²

(4) 民事訴訟

ア. 制度

知的財産権の侵害に対する民事訴訟は、州裁判所に提起される。とりわけ、サンパウロ州立裁判所及びリオデジャネイロ州立裁判所は、知的財産を含むビジネス法に特化した民事裁判所（*varas cíveis*）（第一審）を有する。

民事訴訟においては、侵害行為を停止するまで科される一日単位の間接強制金、捜査及び押収命令の罰則の下で侵害を停止させるための仮差止命令、一日単位の間接強制金の下で侵害を停止するための恒久的な差止命令、侵害に関与する製品及び物品の差押え、侵害製品の市場からの排除、逸失利益及び精神的損害に対する損害賠償の支払い等を求めることになる。

¹² ブラジル法務公安省ニュース（2023年2月8日）

<https://www.gov.br/mj/pt-br/assuntos/noticias/operacao-retira-maiores-sites-de-pirataria-em-anime-do-ar>

イ. 事例

プラットフォーム運営者の責任が認められた事例 (民事控訴第 03008244520178240033 号判決)

ブラジルのデジタルコンテンツ制作者（原告）は、仮想プラットフォーム上で運営されるマーケットプレイス企業（被告）が、原告の事前承認なしに、同人の制作した「mini website ninja digital course」という製品を第三者がオンラインで販売することを許可したことにより、原告が受けた損害について損害賠償を請求していたところ、裁判所は物質的・精神的損害の賠償を認めた。

海賊版製品の広告と販売スペースを提供したプラットフォームの責任を認めた理由として、裁判所は、著作者からコンテンツの削除を求める正式な要請を受けた後、法的期限内に回答しなかったこと、被告はビジネス・パートナーシップを確立し、販売手数料を受け取るため、単なる e コマース・プロバイダーではないことを理由とした。一方で、被告側には、必要な管理・登録上の注意に加え、利用可能な広告の内容を事前に監督する義務ではないとした¹³。

Globo Comunicação e Participações SA v. Total Web Serviços de Internet Ltda. (2016 年)

原告が著作権を有するテレビドラマが被告のウェブサイトにおいて無許可で配信されているとして損害賠償と差止請求を求めたところ、被告による権利侵害が認められ、約 200,000 レアル（約 600 万円）の賠償金の支払いとサイトの閉鎖（侵害行為の停止）が認められた。

写真家である原告が、自分の風景写真をウォーターマークや著作権表示を一切せずにウェブサイトで公開し、その写真をウェブサイトや広告に使用した数百の企業を知的財産権侵害で訴えた事案において、多くの訴訟や控訴審では原告が勝訴した。しかし、一部の訴訟では、著作権の対象であることを知らずに写真を使用した企業等に対して、その写真を

¹³ RIO GRANDE DO SUL 「Comércio on-line é condenado por desrespeitar direito autoral de produtor de conteúdo」 (2022 年 2 月 10 日)

<https://www2.oabrs.org.br/jornalDaOrdem/comercio-on-line-e-condenado-por-desrespeitar-direito-autoral-de-produtor-de-conteudo/48118>

Bertol 「COMÉRCIO ON-LINE É CONDENADO POR DESRESPEITAR DIREITO AUTORAL DE PRODUTOR DE CONTEÚDO」 (2022 年 2 月 8 日)

<https://www.bertol.adv.br/comercio-on-line-e-condenado-por-desrespeitar-direito-autoral-de-produtor-de-conteudo/>

ライセンスした場合の金額だけでなく、精神的損害も要求して裁判を起こすなど、原告の権利主張は知的財産権の濫用であるとした。また、著作権法第 12 条においては、「文学的、美術的又は科学的著作物の創作者は、完全若しくは頭文字だけであってもその短縮形での市民の身元又は変名若しくはその他の慣習的な記号を用いることにより著作者として特定される」と規定されているところ、この事件の対象となった写真について、原告は著作物を特定するための標識等を一切使用していないことから、著作者を特定できないと判断した。

（５）その他

ア．当局による集中摘発の利用

ブラジルにおいては、海賊版対策の集中的キャンペーンが行われる場合があり、これを活用して摘発に繋げることが考えられる。

例えば、2021 年、サンパウロ市民警察はビデオゲームの海賊版に対する「Brick 作戦」を実施し、電子機器の押収、ウェブサイトの停止、電子商取引プラットフォーム上のプロフィールのブロックを行った。

また、国家電気通信庁（Anatel）と国家映画庁（Ancine）は 2023 年初め、Anatel の認可を得ずにインターネットや機器を通じて秘密裡に発信されるオーディオビジュアル・コンテンツの海賊行為に対抗するため、両庁間で新たな技術協力協定を締結すると発表した。この協定は 24 か月間継続され、機関間の情報交換や従業員の研修も含まれる。その結果、2023 年に Anatel は 52 件のブロッキングを実施し、ユーザー宅のデコーダーを介したオーディオビジュアル・コンテンツの海賊行為に使用された合計 3,900 のサーバーアドレスに到達し、サイトブロッキング等の措置が取られた。

国家機関や業界団体の共同摘発、コミットメントを活用する方法がある。例えば、Anatel は 2022 年 6 月に 5,700 点の未承認通信製品を押収し、そのマーケットプレイスで販売されている製品の適切な識別と検証のためにアマゾンと提携した¹⁴。また、Mercado Libr が海賊版、偽造品、詐欺と闘うため、海賊版撲滅国家評議会（CNCP）の海賊版撲滅ガイドを遵守するとの誓約を発表した例もある。CNCP は、予防的な取り組みと知的財産

¹⁴ tecnoblog 「Anatel apreende 5,7 mil produtos irregulares em armazéns da Amazon」（2022 年）
<https://tecnoblog.net/noticias/2022/06/24/anatel-apreende-57-mil-produtos-irregulares-em-armazens-da-amazon/#:~:text=N%C3%A3o%20est%C3%A1%20f%C3%A1cil%20para%20a,aproximado%20de%20R%24%20500%20mil.>

権侵害と闘うためのグッドプラクティスと法務省・公安省のガイダンスをまとめている¹⁵。

イ．業界団体

ブラジルで、海賊版対策を行う団体・組織としては、知的財産権侵害・犯罪対策全国協議会（CNCP）が挙げられる。

<https://www.gov.br/mj/pt-br/assuntos/sua-protecao/combate-a-pirataria>

2004年に設立された、海賊版・知的財産権問題対策を行う官民連携の協議会であり、知的財産権の侵害の被害を受けている民間団体、複数の省、連邦警察、連邦収税局及びその他の公的機関が構成員となっている。①法律の実施強化・取り締まり、②教育、③経済の3面からの取組みを行うとしており、消費者への啓発活動なども行っている。

¹⁵ e-commercebrasil 「Mercado Livre assina guia antipirataria para combater falsificação no Brasil」
（2021年6月30日）

<https://www.ecommercebrasil.com.br/noticias/mercado-livre-guia-antipirataria-falsificacao>

第2 アルゼンチン

I. 基本情報

1. 被害状況

米国通商代表部（USTR）2022年・2023年のSpecial301報告書によれば、アルゼンチンは優先監視国とされており、著作物のオンライン上での海賊版被害は、コロナウイルス拡大阻止のためのロックダウンが施行された2020年春に急増し、2021年以降も深刻な状況であり回復する兆しがないとされている。同国のインターネット普及率は93%、ユーザー数は4160万人と、中南米地域では最高水準にあるが、トレントサイト、ダウンロード、ストリーミング、ストリームリッピング、リーチサイトなどを通じたオンライン上での著作権侵害行為が増加している。とりわけ、映画やテレビコンテンツの違法コピーをストリーミングするための海賊版デバイスとして、HTV box や Kodi box と呼ばれる Android TV ボックス¹⁶の使用が目立っている。モバイルの海賊版アプリケーション等を経由した映画やテレビ番組の視聴も増加している。

南米の電気通信事業の促進と健全化を目的とする業界団体であるラテン米国電気通信研究センター¹⁷（Centro de Estudios de Telecomunicaciones de América Latina）の調査によると、2019年2月～2020年2月までの12か月の間、海賊版プラットフォームのアクセス数は正規コンテンツのウェブサイトより53%多く、中南米の海賊版オンラインコンテンツに対する検索（総数4500万件）の17%はアルゼンチンからであることが判明したとしている。ゲーム分野においても、かかる海賊版の利用は、近年着実に増加傾向にある。また、ロックダウン時には、スペイン語の違法リンク及びダウンロードサイトで利用できるBitTorrent ゲームコンテンツやオンラインでの無許諾デジタル商品の流通、地元の小規模企業による違法コンソールや機器の販売など、海賊版の形態の多様化が確認された。

Entertainment Software Association（ESA）の調査によれば、アルゼンチンは、ビデオゲーム業界におけるピアツーピア（P2P）違法コピーの侵害数が世界第6位であり、2020年春のロックダウン時に76%急増し、今なおP2P違法コピーは減少していない。主要ECサイトにおける、海賊版ゲームタイトル、偽造コントローラーや改造ゲーム機などのビデオゲーム用の製品の出品も、マーケットプレイス全体で40%増加している。

音楽分野では、国際レコード産業連盟（IFPI）が2021年に実施した「音楽消費調査」によると、音楽の著作権侵害が行われている国として、アルゼンチンはインド、中国に次いで世界第3位である。また、16～64歳のインターネットユーザーのうち48.2%が、過去

¹⁶ テレビに接続することで、動画配信等のストリーミングの視聴を可能にするミニデバイス。

¹⁷ ラテンアメリカ電気通信研究センターウェブサイト

<https://cet.la/>

1 か月間に少なくとも 1 回は音楽を海賊版で購入したことがあり、41.5%がストリーミングサイトやアプリ経由で海賊版音楽をダウンロードしているとの調査結果となっている。

2. 著作権法概要

著作権は、以下で詳述するとおり、憲法及び知的財産法で保護されている。

アルゼンチンでは、憲法において、「全ての著作者又は発明者は、法律で認められた期間、その著作物、発明又は発見の独占的所有者である。」として、著作物に対する著作者の権利を明確に保護していることが特徴的である（同法第 17 条）。

憲法第 17 条

財産は、法律に基づく判決によらなければ、これを侵してはならず、また、この国の住民はこれを奪われない。公共の利益のための収用は、法律で認められ、かつ、あらかじめ補償されたものでなければならない。第 4 条に掲げる租税は、議会のみがこれを徴収する。第 56 条の個人による役務の提供は、法律又は法律に基づく裁判によらなければ、これを請求することができない。全ての著作者又は発明者は、法律で認められた期間、その著作物、発明又は発見の独占的所有者である。

アルゼンチンにおける知的財産、特に著作権を規定する主要な法律は、知的財産法¹⁸であり、数次の改正を経て、著作者や実演家、レコード製作者の権利保護等を規律する法律になっている。

（1）著作物

アルゼンチンの知的財産法においては、「科学的、文学的及び芸術的著作物」が、著作物として保護される。「科学的、文学的及び芸術的著作物」とはあらゆる種類及び長さの著作物であり、コンピュータ・プログラムのソース及びオブジェクト、データその他の資料の編集物、演劇的著作物、作曲された音楽、ミュージカル、映画、振付け、パントマイム、デッサン、絵画、彫刻、建築作品、商業又は産業に適用される芸術若しくは科学のモデル及び作品、形態、計画及び地図、プラスチック、写真、版画及びレコードを含む（知的財産法第 1 条）。一方で、著作権の保護は、これらのアイデア、手順、方法及び概念そのものを対象とするものではないとも記載されている。

¹⁸ Ley No. 11.723- Regimen Legal de Propiedad Intelectual

（２）著作権

著作権については、「その著作物を処分し、公表し、上演し、公に展示し、譲渡し、翻訳し、翻案し、又はそれらを許諾し、及び、いかなる形式でも複製する権利が含まれると規定されている（法第 2 条）。

知的財産法では、原則として、著作者には終身、相続人・承継人には著作者の死亡した翌年の 1 月 1 日から 70 年間の権利が付与される。著作権者が法人の場合は、著作物の最初の公表の日から 50 年間の権利が著作権法により認められている（同法第 5 条）。但し、写真作品の著作権存続期間は、最初の出版の日から 20 年、映画作品の著作権存続期間は最後の共同作成者の死亡から 50 年となる（法第 34 条）。

レコードに収められた演奏に対する著作権（隣接権）は、公開の翌年の 1 月 1 日から 70 年間、その実演家に対して生じる。同様に、レコードの著作権は、レコード製作者又はその権利継承者に、その発表の翌年の 1 月 1 日から 70 年間帰属する（同法第 5 条）。

（３）権利制限規定

知的財産法第 36 条では、教育機関がその教育目的、計画、学習プログラムの遂行に関連して開催する公的な催しにおいて、すでに出版された文学的又は芸術的著作物の上演、実行、朗読を行うことは合法であり、補償金を支払う必要はないと定めている。

同様に、同法第 35 条では、公式又は国家公認の教育機関における、教訓的又は愛国的性質の作品の一時使用については、補償金を支払う必要はないと述べている。

加えて、同法第 10 条に規定されている「引用権」も権利制限規定である。同条は、教育的又は科学的な目的のために、誰でも知的著作物に言及したコメント、批評、注釈を公表することができると定めており、これには文学的又は科学的な著作物では 1,000 語まで、音楽著作物では 8 小節までとされ、いずれの場合もその目的に不可欠な部分のみが含まれる。

一方でアルゼンチンでは、フェアユースの原則についての規定はない。

（４）著作権登録

著作権は、アルゼンチンも加盟するベルヌ条約上、著作物を創作した時点で自動的に発生するものであり、特許権や商標権等とは異なり、登録をしなくとも権利行使は可能である。しかしながら、著作権に基づく権利行使をする場面では、実務上、登録証が証拠として求められることが多く、登録を行うことが望ましい。

アルゼンチンにおいても著作権登録の制度はあり、「公表された著作物」の登録と「公

表されていない著作物」の登録を分けて規定しており、公表された著作物において権利行使するには登録が権利行使の前提であると読める規定もある（知的財産法第 57 条等）。

著作物は国家著作権局（以下「DNDA」という。）に登録される（同法第 65 条～第 68 条）。

公表された著作物の登録には、手数料の支払いと、作品の関連データ（タイトル、フォーマット、作品の種類、著作者、著作権者等）と著作物自体（登録を目的とする著作物のコピーを添付する。）を記載した申請書の提出が必要となる。

公表されていない著作物の場合も同様に手数料の支払いと申請書等の提出が必要となる。公表されていない著作物は封印された封筒の中に入れられ、第三者にアクセスできないように保管される。

登録の期間は 3 年間であり、3 年毎に何度でも更新することができる。更新されなかった場合は、DNDA によって破棄される。

必要書類については以下のとおり規定されている¹⁹（下記書類以外にも場合によって必要となる書類もある（代理人の委任状など））。

- i) 所定の申請書
- ii) 銀行振込等による手数料の支払いを証明するもの
- iii) 作品のコピー

印刷部数が 100 部を超えない場合は、1 部のみ提出すること。

印刷部数が 100 部を超える場合は、4 部提出すること。

※ 作品には以下の情報が含まれていなければならない。

カタログ表

著者／執筆者／編者の記載

出版社の記載

版数：第 1 版、第 2 版など

発行地

発行年月日

ISBN 番号

印刷日

印刷所名と住所

なお、アルゼンチンの著作権登録は公表されていないが、著作権登録に関する情報を得るために DNDA に対して情報開示請求を行うことは可能である。この場合、作品名、著者名、登録日、登録番号などが開示される。

¹⁹ <https://www.argentina.gob.ar/servicio/registrar-la-edicion-de-un-libro-o-libro-electronico>

(5) 著作権侵害

知的財産法は、著作権の侵害に該当する行為として以下を挙げている（知的財産法第 71 条～第 73 条）。

- (i) 未発表又は発表済みの著作物を、その著作者又は権利継承者の許諾を得ずに、いかなる手段又は方法であっても、出版、販売又は複製すること
- (ii) 著作物を偽造し、すでに出版された著作物の版であるかのように誤認させ、出版者の氏名を偽って表示すること
- (iii) 著作者の氏名やタイトルを削除・変更したり、文章を不正に変更したりして、著作物を編集・販売・複製すること
- (iv) 正規に認可された最大数より多くのコピーを発行又は複製すること
- (v) 製作者又はそのライセンシーの書面による許可なく、営利目的でレコードを複製すること
- (vi) 営利目的で、レコードやその他の素材の貸与を通じて不正な複製を幫助すること
- (vii) 第三者から委託された無許可の複製物を有償で複製すること
- (viii) 著作物の正当な製作者と業務上関係があることを文書によって証明できないにもかかわらず、その複製を保管又は展示すること
- (ix) 違法な複製を公衆に配布する目的で輸入すること
- (x) 演劇作品や文学作品の著作者やその承継者の許諾を得ずに、それらを表現する又は公に上演すること
- (xi) 音楽作品の著作者やその承継者の許諾を得ずに、音楽作品を演奏する又は公に上演すること

II. 権利行使の方法

1. オンライン対応（削除要請・サイトブロッキング等）

（1）インターネットの状況

インターネット上の海賊版については、大きく分けて動画や漫画等の著作物が配信されている場合と著作権を侵害するグッズ等の商品が販売されている場合に二分される。

大手の動画投稿サイト、SNS については、世界的にもシェアの多い YouTube 等の大手配信サイト、Instagram などの SNS の利用が多い。

動画配信サイトとしては YouTube 等の一般的なサイトの利用に加えて、海賊版サイトの利用も多い。主要な EC サイトとしては、Mercado Libre、OLX、Amazon 等が挙げられ、いずれも削除要請窓口や削除要請フォームを設けている。

（2）インターネット上の著作権侵害への対応

アルゼンチンにおいて、海賊版が発見されるプラットフォームの主体としては、大きく以下の 2 つに分かれる。

- ① 正規コンテンツも多く含まれる大手動画配信サイトや SNS プラットフォーム（YouTube など）上に海賊版コンテンツがアップロードされている場合
- ② 海賊版コンテンツを主として配信・掲載することを目的とした独立サイトに海賊版コンテンツがアップロードされている場合

海賊版コンテンツを発見した場合、①については、削除要請（海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトなどの運営者に対し、任意で削除するように求める手段）が有効であり、下記（3）で解説する。一方、②については削除要請しても任意に削除される可能性は低く、下記 2 で記載するオフライン対応を検討することになる。

（３）削除要請

ア．概要

海賊版コンテンツを発見したときに、実務上まずよく取られる手段は「削除要請」である。すなわち、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトなどの運営者に対し、削除要請フォームや電子メールによる通知を通じて、任意で当該海賊版コンテンツをウェブサイトから削除するように求める手段である。

削除要請の一般的な手順・方法、アルゼンチンでも利用されることの多い大手プラットフォーム（YouTube、TikTok、Facebook、Instagram など）の具体的な削除要請手順については、「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック」の総論編を参照されたい。

本節では、アルゼンチンにおける大手オンラインマーケットプレイスである OLX について、本ハンドブック作成時点における、その具体的な削除要請の手順を説明する。Mercado Libre については上記第 1 ブラジルの II 1（３）を参照されたい。

イ．OLX

（ア）削除要請手続及び必要資料

OLX²⁰では、著作権侵害を含む知的財産権侵害の商品リンクの削除要請を行う方法として、①専用のウェブフォームによる削除要請、②メールによる削除要請の二つのオプションを設けている²¹。以下では、それぞれの削除要請の方法を紹介する。

①専用のウェブフォームによる削除要請

【Step1】専用のウェブフォームにアクセスする

専用ウェブフォーム URL : https://bolt.my.salesforce-sites.com/helpcenter/contact_counterfeit

²⁰ <https://www.olx.com/>

²¹ <https://www.olxgroup.com/counterfeit-policy/>

【Step2】 申立人の情報を記入する



E-mail address* メールアドレス

Subject* 問い合わせ事項

Brand's name* ブランド名

Brand's contact email for user* ユーザー連絡用のブランドのメールアドレス

【Step3】 申立人の作品及び著作権侵害のコンテンツに関する情報を入力する。

Which brand are you inquiring about? **問い合わせの対象ブランド（※対象国のウェブサイト）**

--None--

--None--
OLX Portugal
OLX Poland
OLX Bulgaria
OLX Romania
OLX Ukraine
Otodom Poland
Otomoto Poland
Autovit Romania
Imovirtual Portugal
Standvirtual Portugal
Storia Romania

プルダウンメニューから、当該海賊版コンテンツが現れたOLXグループ傘下の対象ウェブサイトを選択する。

Type of violation **違反のタイプ**

--None--

プルダウンメニューから、今回の削除要請に該当する項目を選択する。

--None--	
Trademark rights, counterfeit goods	商標権・模倣品
Trademark rights, illegal use in the title of OLX Group	商標権、olxでタイトル(ブランド名)の不法使用
Copyright to text content	テキストコンテンツの著作権
Copyrights to image	図面の著作権
Copyrights to text content and images	テキストコンテンツと図面の著作権
Copyrights in the product offered for Sale	販売申出されている商品の著作権

consent at any point in time with future effect.*

【Step4】 削除要請の理由を記入し、申立てを完成させる

Write a message* 削除要請の理由を記入する※

32000英文字まで
0/32000

Please enter the details of your application. One of our agents will try to answer them as soon as possible.
要請の詳細をご入力ください。弊社担当者はできるだけ早めに回答します。

※ 「Write a message（削除要請の理由）」の参考例は以下のとおりである。

【申立書の参考書式】 英語版

[I/We/Our Company] hereby [notify/notifies] you of copyright infringement on OLX and request that the infringing content be removed as follows.

1. Information of the right holder:

- Name of right holder: ●●
- Email address: ●●
- Address: ●●
- Phone number: ●●

2. Information of the copyrighted work:

- Title of work: ●●
- Type of work: video/original song/software/artwork/other
- URL: ●● (if it is publicly available on the Internet)
- Sample: ●● (if there is a CD or printout of the work)
- Proof of copyright ownership: ●● (if there is a copyright registration certificate, etc.)

3. Information of the content requested to be removed on OLX:

- URL: ●●

(Multiple content URLs are acceptable.)

【申立書の参考書式】 参考和訳

「私／我々／当社／当職（ら）」は、OLX における著作権侵害をここに通知し、かかる著作権侵害のコンテンツを削除するよう、以下のとおり要請する。

1. 著作権者情報

- ・ 著作権名：●●
- ・ メールアドレス：●●
- ・ 住所：●●
- ・ 電話番号：●●

2. 著作権で保護された作品情報

- ・ 作品タイトル：●●
- ・ 作品種類：動画／オリジナル曲／ソフトウェア／アートワーク／写真／その他
- ・ 作品 URL：●●（インターネットで公開されている場合のみ）
- ・ 作品サンプル：●●（作品を CD 化したものやプリントアウトなどある場合のみ）
- ・ 作品の権利帰属証明資料（著作権登録原簿など、ある場合のみ）

3. OLX における削除要請対象の投稿情報

- ・ URL：●●
（複数のコンテンツの URL でも可）

Attachments 添付資料※

Add a file or drop files here

ファイルのアップロード又はドラッグ

☐

リキャプチャ
(reCAPTCHA) 認証



reCAPTCHA
隱私權・使用条款

Send 送信

※ 添付資料（Attachments）に関しては、下記ファイルをアップロードする必要がある。

- ・ 作品の権利帰属証明資料（作品の初公表時の資料など、著作権登録証（ある場合のみ））
- ・ 委任状（第三者が権利者の代理人として行う場合のみ）

【Step5】 申立結果の確認 ²²

5-1 受理

申立人が著作権侵害に基づく削除要請申立てを提出すると、OLXは当該削除要請申立ての有効性や必要な情報が含まれているかを審査する。必要な情報が不足している場合やさらに詳しい情報が必要な場合、OLXからメール等で申立てに関する追加情報を求められることがある。

5-2 削除

OLXが削除要請申立内容を審査し、侵害が成立すると判断した場合、対象出品を削除する。また、OLXは、当該出品が削除された事実及び異議通知の提出方法（申立人のメールアドレスや住所などの情報を含む。）を当該出品者に通知する。

5-3 異議

OLXは、申立人及び出品者のそれぞれの主張に誠実に対応するよう努めるとしている。また、OLXは、自ら紛争に介入せずに、出品者が電子メールで申立人に直接連絡して、当事者間での紛争解決を図る機会を設けている。もっとも、異議申立を受け取ってからの対応プロセスや所要時間などの詳細情報については、同社サイトでは明記されていない。

²² <https://www.olxgroup.com/counterfeit-policy/>

②メールによる削除要請

メールによる削除要請を行う場合の一般的な注意点については、「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック」の総論編を参照されたい。

【宛先】

メール：protecao@olxbr.com

【申立書の参考書式】 英語版

[I/We/Our Company] hereby [notify/notifies] you of copyright infringement on OLX and request that the infringing content be removed as follows.

1. Information of the right holder:

- Name of right holder: ●●
- Email address: ●●
- Address: ●●
- Phone number: ●●

2. Information of the copyrighted work (the “Work”):

- Title of work: ●●
- Type of work: video/original song/software/artwork/other
- URL: ●● (if it is publicly available on the Internet)
- Sample: ●● (if there is a CD or printout of the work)
- Proof of copyright ownership: ●● (if there is a copyright registration certificate, etc.)

3. Information of the content requested to be removed on OLX:

- URL: ●●

(Multiple content URLs are acceptable.)

(Example of description) I am the copyright holder of the photograph mentioned above. My photograph is unauthorized used in the item posted by the respondent. I have a good faith belief that the unauthorized use of the above photograph by the respondent infringes my copyright. Therefore, I request that the item be removed immediately.

4. Declaration:

I have a good faith belief as follows:

- The use of the copyrighted content described above, in the manner I have complained of, is not authorized by the copyright owner, its agent, or the law; and
- The information in my notice is accurate. Under penalty of perjury, I am the owner or authorized to act on behalf of the owner of an exclusive copyright that is allegedly infringed.

5. Signature:

●●

(The physical or electronic signature of the copyright owner or an agent authorized to act on their behalf is required.)

【申立書の参考書式】参考和訳

〔私／我々／当社／当職（ら）〕は、OLX における著作権侵害をここに通知し、かかる著作権侵害のコンテンツを削除するよう、以下のとおり要請する。

1. 著作権者情報

- ・著作権名：●●
- ・メールアドレス：●●
- ・住所：●●
- ・電話番号：●●

2. 著作権で保護された作品情報（以下「本作品」という。）

- ・作品タイトル：●●
- ・作品種類：動画／オリジナル曲／ソフトウェア／アートワーク／写真／その他
- ・作品 URL：●●（インターネットで公開されている場合のみ）
- ・作品サンプル：●●（作品を CD 化したものやプリントアウトなどある場合のみ）

3. OLX における削除要請対象の投稿情報

- ・URL：●●

（複数のコンテンツの URL でも可）

（説明の一例）私は本作品の著作権者です。被申立人が出品した当該アイテムには、本作品が無断で利用されている。被申立人が私の許諾を得ずに本作品を利用した行為は、私が有する著作権を侵害している。したがって、対象アイテムを直ちに削除するよう要請する。

4. 誓約

申立人は、以下のとおり誓約する。

- ・侵害が申し立てられた方法での素材の使用が、著作権若しくは知的財産権の所有者、その代理人、又は法律によって許可されていないと確信していること。
- ・本通知に含まれる情報が正確であり、偽証の場合は偽証罪に問われることを承知の上で、侵害が申し立てられている著作権又はその他の知的財産権の所有者に代わって行動する権限があること。

5. 署名

●●

（著作権者本人又はその正式な代理人の実際の署名又は電子署名）

（イ）所要期間

OLX 公式サイトでは、侵害が成立すると判断した場合、削除申立の受理から 48 時間内に、対象出品を削除することを目指すと記載されている。

（４）サイトブロッキング、プロバイダーの責任

アルゼンチンでは、インターネット上の著作権侵害について、インターネットサービスプロバイダー（ISP）の責任等を定める規定は確認できず、サイトブロッキングについて定めた規定も確認できない。

（５）発信者情報開示請求

アルゼンチンでは、権利侵害情報を発信した発信者に関する情報開示をプロバイダーに求めるいわゆる発信者情報開示請求は認められていない。

2. オフライン対応

(1) 概要

削除要請申立ては、デジタルプラットフォームにおける著作権侵害を迅速に停止させるための費用対効果の高いオプションである。しかし、侵害コンテンツを削除するだけでは、侵害者は別のウェブサイトコンテンツを再アップロードしたり、別の名前を使ったりすることができるため、長期的、根本的な解決策とはならないこともある。

悪質な侵害者に対しては、削除要請申立て以外のさらなる措置を検討する余地がある。オンラインからオフラインの強制措置に移行する場合には、侵害者の身元と詳細を取得する必要がある。調査によって侵害者の身元と場所が明らかになった場合、権利者はさらなる措置として、以下の手段を検討し得る。それぞれについて説明する。

- ・ 警告書
- ・ 刑事摘発
- ・ 民事訴訟

(2) 警告書

侵害者に対処する方法として民事訴訟や刑事摘発があるが、民事訴訟や刑事摘発は所要時間・費用や結果について予測困難な場合があり、和解のために侵害者にアプローチすることで、早期に、かつ多額の費用をかけずに一定の成果を得ることを目指すことができる。

アルゼンチンにおいては、後述するとおり刑事摘発・民事訴訟ともに時間を要する傾向にあり、事前に、又は、並行して警告書に基づく交渉が行われることが実務上多い。

加えて、警告書を送付しても無視されることを防ぐため、ノックアンドトークとも通称される、特定された住所に対して直接訪問し、侵害者に対し、その場での海賊版サイトの配信停止及び誓約書の提出を求める方法がとられることもある。とりわけ、証拠隠滅が容易な海賊版配信サイト等では効果的な場合もある。もともと、住所の特定をすることがあること、失敗すると再度の交渉は難しいこと、侵害者が侵害行為をその場で否定してくることが想定されることから、事前に、侵害者に提示する確実な証拠の入手、住所の特定や侵害者の行動の把握含め念入りの調査をすることが望ましい。また、危険を伴う場合もあり得るので、原則として経験豊富な現地代理人を選定するべきである。

(3) 刑事摘発

ア. 制度

知的財産権法第 71 条では、同法に規定される知的財産権の侵害は、刑法の第 4 章の詐欺の規定（刑法第 172 条等）が適用されるとしている。上記 I の 2（5）の侵害行為に対する刑事訴訟は、告訴等又は職権により開始され、非親告罪である（知的財産法第 75 条）。

刑法第 172 条

偽名、虚偽の品質、虚偽の称号、虚偽の影響力、背任、財産、信用、手数料、会社を装い、又はその他の策略や欺瞞を用いて他人（の財物）を詐取した者は、1 か月以上 6 年以下の禁錮に処する。

知的財産法第 72 条では、以下の行為も刑事罰の対象になると規定している。

- (i) 必要な許諾を得ずに、未発表又は発表された著作物を出版し、販売し、又は、いかなる手段若しくは機器によっても複製すること
- (ii) 著作物を偽造すること
- (iii) 著作物の発行、販売又は複製に際して、著作者の氏名若しくは著作物の題名を省略若しくは変更すること、又は著作物の文章を故意に変更すること
- (iv) 許可された数を超える数の複製物を発行又は複製すること

知的財産法第 73 条では、以下の者には 1 か月以上 1 年以下の懲役、罰金が科される旨、規定している。

- (i) 演劇、文学、音楽の著作物を、その著作者又はその譲受人の許諾を得ることなく、公に上演する又は組織する者
- (ii) 音楽著作物の著作者又は譲受人の許諾を得ずに、音楽著作物を公に演奏する又は組織する者

さらに、知的財産法第 74 条は、著作物の著作者又は著作権者であると偽って、著作物の適法な複製又は上演を妨害した者について、1 か月以上 1 年以下の懲役、罰金が科される旨、規定している。

知的財産権の侵害に対する刑事訴訟は、職権により、又は公私を問わずあらゆる人の申立てにより開始可能である。裁判官が、犯罪が行われ、違法性を阻却できる理由がないと

判断した場合、事件は口頭刑事裁判所（Tribunal Oral Penal）に送られ、当事者を召喚して口頭審理を行い、証拠調べ等を経て判決が下される。判決に対しては、高等裁判所に上訴できる。

刑事摘発のメリットとしては、大規模・複雑な海賊版事案に対処するのに有効であることが挙げられる。一方、そのデメリットとしては、数年単位の時間がかかることも珍しくなく、時間がかかることが挙げられる。また、多くの場合は、犯罪者への処罰は重大なものとならず、抑止力として強い効果を期待できないことも挙げられる。

イ．事例

インターネット上の著作権侵害に関して公表されている事例は少ないが、15161/2012- B., M. A. y otros s/ Estafa においては、被告は画廊の経営者であり、絵画の複製品をあたかも原本であるかのようにオンライン等で販売したことについて、詐欺罪ではなく、無許可の複製である絵画の販売であったため、刑法第 172 条を適用し、知的財産権を侵害した詐欺という罪状で起訴した事案がある。また、サイバー犯罪捜査のための特別検察官ユニット（Ufeic）が実施した捜査により、テレビ信号の再送信という違法なサービスをアプリとウェブサイトにて提供し、著作権を侵害していた「Digital TV」社に対して、裁判所の命令によりインターネットドメインが差し押さえられた事例がある（PP-14-00-003700-23/00）²³。

（４）民事訴訟

ア．制度

民事訴訟では、侵害者に対して、差止請求と損害賠償を請求することが可能である。

アルゼンチンの知的財産法は、従来の著作物の無許可複製や配布のみを規定しており、現在のインターネット社会における著作権侵害に対応できていないとの批判がなされることもある。通常、アルゼンチンでの民事裁判は期間が長引く傾向にあり、第一審の判決を得るまでに 3～4 年、さらに当事者が控訴する場合には 1 年以上の期間が必要となる傾向にある。

一方で、知的財産法第 80 条及び第 81 条は、インターネットの新領域における著作権侵害事件に対する特別な略式民事手続（special summary civil procedure）を定めている。この手続は、証拠開示の迅速化が図られ、通常の訴訟よりも早い期間での解決を目指すものであり、インターネット上でのコンテンツの無許諾配信の停止を求める訴訟等で利用されることがある。但し、被告が著作権侵害を認めないなど異議を出した場合には、本訴に

²³ https://www.enacom.gob.ar/multimedia/noticias/archivos/202307/archivo_20230717024601_8225.pdf

移行することになる。

イ. 事例

インターネット上の著作権侵害に関して公表されている事例は少ないが、参考事例として、肖像権侵害などに基づいて、検索結果の削除が認められた事例がある。

Sattvica S.A. v. Electronics Arts Inc. (以下「EA」という。)

原告は、ビデオゲーム「FIFA」に使用されているサッカー選手の肖像権、著作権等の権利を保有しており、被告が利用契約の終了後もその肖像権を無断で使用したとして、FIFA 21、FIFA Ultimate Team、FIFA Street、FIFA World Class Soccer、Football Manager、EA Sports Ultimate Player を配信する全てのプラットフォームにおける使用停止と損害賠償を求めた訴訟であり、裁判所は、被告が著作権等の権利を侵害したと認定し、損害賠償等を命じた。

D. G. M. v. Google, Yahoo! De Argentina

活動家である原告は、自身の写真が複製され、自身の思想や職業活動に決して適合しないウェブサイトに掲載されるなど、名誉、氏名、イメージ、プライバシーなどの人格権・著作権などが侵害されたとして、インターネットサービスプロバイダーである被告らに対し、損害賠償を求めて訴訟を提起した。原告は被告らに対し、原告の画像や氏名の違法かつ無許可の使用を永久に停止すること、及び検索エンジンを通じてアクセス可能なページにおける原告の氏名、画像、写真へのリンクを永久に削除することを要求した。

最初の略式民事手続では原告の主張が認められたが、被告が控訴し、裁判所は、「民主主義社会の基本的価値としての表現の自由と情報へのアクセスに対する権利と、他方では、個人の権利に統合され個人主義的側面を持つ主観的権利との間に明確な対立を形成することは合理的ではない。法の基本原則をそれに対応する範囲と階層で尊重するために、問題の権利を理解し、法体系の他の規律と調和するように解釈されなければならない」として、かかる原告の請求は認めなかった。

(5) その他

アルゼンチンには「アルゼンチン海賊対策市民協会」(Argentine Anti-Piracy Civil Association) が組織されており、海賊行為に対する研修や啓発活動を行っている。

第3 メキシコ

I. 基本情報

1. 被害状況

メキシコでは近年インターネット上での海賊版が増え続け、コンテンツ市場の成長に大きな影響を及ぼしている。著作権に基づくエンフォースメントが未だに不十分であることが主な要因の一つと考えられる。

米国通商代表部（USTR）2022年・2023年 Special301 報告書では、引き続き監視リストに入っている。メキシコ国民の80%が何らかの海賊版コンテンツを消費又は常用していると推定できるとされるにもかかわらず、この点に関して、メキシコは状況を改善するための積極的な取り組みをほとんどしておらず、知的財産権の保護にとって大きな損失となっており、国際競争力にも影響を及ぼしていると報告している。ゲーム分野では、公共のピアツーピア（P2P）ネットワーク上でビデオゲームの無許可共有に参加しているピアの接続数で、メキシコは2021年に世界第23位（2020年19位）にランクインしている。メキシコは、コンソールゲームの無許可ファイル共有では8位（2020年7位）、モバイルデバイスのビデオゲームで5位（2020年の12位から上昇）、PC利用で29位（2020年23位）にランクインしている。メキシコは、不正なデジタル商品のP2P交換が行われている国の上位に入っており、ビデオゲームのサブスクリプション、ユーザー名、パスワードの違法な販売が蔓延している。

音楽分野の収益は上昇し続けており、音楽ストリーミングサービスも発展してきているが、音楽の違法コピーも広く行われており、とりわけストリームリッピングが流行している。国際レコード産業連盟（IFPI）が2021年に実施した「音楽消費調査」によると、メキシコの違法コピー率は50%と、世界でもトップクラスで、ストリームリッピングやモバイルアプリのダウンロード率が高く、サイバーロッカーやBitTorrentサイトの利用率も高いとされている。SNSもリンクを提供するために使用されている。

2. 著作権法概要

メキシコにおいて著作権に関連する事項を規制する主要な法令は連邦著作権法（Ley Federal del Derecho de Autor）であり、1996年に制定され、さらに各種政令と連邦著作権法規則（1998年）によって補完されている。

著作権法は、メキシコ憲法第28条に由来し、あらゆる形式や媒体で開示又は複製できるあらゆる原著物を保護し、著作者、実演家、出版者、制作者、放送機関の、国民又は外国人の、文字及び芸術的表現に関する個人的及び経済的権利を保護し、国の文化遺産を推進することを目指している（第1条、第3条、第11条）²⁴。

著作権法

第1条

憲法第28条が規定するこの法律の目的は、国民の文化遺産の保護と振興、及び、あらゆる形式の文学的又は芸術的作品、実演、出版物、レコード又はビデオグラム、放送、及びその他の知的財産権に関する、著作者と実演家、並びに出版者、制作者及び放送機関の権利保護にある。

第2条

本法の規定は、公共政策の問題であり、社会の利益のためであり、国土全域において一般に遵守されなければならない。その行政実施は、連邦行政府の責任であり、国立著作権研究所及び本法に規定される場合にはメキシコ工業所有権研究所を通じて行動する。

第3条

この法律によって保護される著作物は、独創的に創作された著作物であって、いずれかの形式又は媒体によって公表し、又は複製することができるものとする。

第11条

著作権は、第13条に明示する文学的及び美術的著作物のいずれかの創作者に対して国家が与える承認である。この法律は、著作者が排他的特権並びに個人的及び経済的な性質を有する特権を享受するように法律上の保護を付与する。前者は著作者人格権を、後者は経済的権利を構成する。

²⁴ 条文の訳については、原則として CRIC 外国著作権法メキシコ編を引用している。以下同じ。
<https://www.cric.or.jp/db/world/mexico.html>

(1) 著作物

メキシコはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権も保護される。著作権法第13条で列举される著作物の種類は例示列举と解されており、明確に規定されていなくとも創作的に表現したものであれば、保護対象に含まれると考えられる。一方で、同法第14条では、アイデア等が著作物として保護されない旨を規定している。

第13条

この法律に定める著作権は、次に掲げる区分内の著作物について認められる。

- (1) 文芸の著作物
- (2) 歌詞を伴い、又は伴わない音楽の著作物
- (3) 演劇の著作物
- (4) 舞踊
- (5) 絵画の著作物又は素描の著作物
- (6) 彫刻及び立体芸術の著作物
- (7) 風刺画の著作物及び短編小説
- (8) 建築の著作物
- (9) 映画の著作物その他の視聴覚著作物
- (10) ラジオ番組及びテレビ番組
- (11) コンピュータ・プログラム
- (12) 写真の著作物
- (13) 応用美術の著作物（グラフィック・デザイン又はテキスタイル・デザインの著作物を含む。）
- (14) 百科事典、名詩選集及びデータベースのような著作物その他の要素などの著作物の収集物から成る編集物の著作物。但し、それらの収集物が、それらの内容若しくは主題の選択又は配列を理由として知的創作物を構成することを条件とする。類推によって文学的又は美術的著作物とみなすことができる他の著作物は、それらの性質に最も厳密に対応する区分に含まれる。

第14条

次に掲げるものは、この法律に定める著作権保護の利益を受けない。

- (1) アイデア（着想）自体、方策、解決策、概念、方法、方式、原則、発見、手順及びいずれかの種類の発明
- (2) 著作物に具現されたアイデアの工業的又は商業的利用
- (3) 精神的行為を実施し、競技を行い、若しくは事業を行うための仕組み、計画又は規則
- (4) 単独の文字、数字又は色彩（独創的なデザインとなる程度にまで様式化されている場合を除く。）
- (5) 単独の名称及び表題又は語句
- (6) 単なるレイアウト（割り付け）又はいずれかの種類の情報を伴う記入用紙及び関連する説明書
- (7) いずれかの国、州、市町村若しくは同等の政治区分の紋章、旗若しくは記章の無許諾の複製品若しくは模造品、又は政府間若しくは非政府の国際機関その他いずれかの公認機関の名称、略称、シンボル若しくは記章及びそれらの呼称

- (8) 立法上、規制上、行政上又は司法上の原文及びそれらの公的翻訳。これらの原文及び公的翻訳が出版される場合には、それらは、公的原文に合致していなければならない。かつ、それらは、排他的出版権を与えない。但し、対応する原文、解釈、比較研究、注釈、解説その他著作者側に原著作物の創作を伴う類似の著作物については、保護が得られる。
- (9) ニュースの情報内容。但し、その表現形式は、保護される。
- (10) 金言、格言、伝説、事実、カレンダー及び計量表などの日常使用される情報

(2) 著作権

著作財産権は、以下のとおり、公表、出版、公衆への伝達、公での実演、公衆への頒布又は複製により、著作物を公衆に知らしめる権利をいう。

著作権は、著作者の生存中ないしその死後 100 年間有効とされていて、その保護期間は欧米や日本に比べて長い。著作権に基づく権利行使をする場合、パブリックドメインと思われる著作物を使う場合のいずれも留意しておく必要がある。

なお、著作物が複数の共同著作者に属する場合は、最後の共同著作者の死から 100 年間有効となる（著作権法第 24 条～第 29 条）。

第 16 条

著作物は、次に掲げる行為によって公衆に報知することができる。

1. 公表：文学的又は美術的著作物をいずれかの手段によって最初に公衆に提供する行為。この結果、著作物は、未発行であることをやめる。
2. 出版：著作物を有形形式に複製し、及びそれを複製物の形式で公衆に提供する行為、又は著作物を電子媒体に恒久的若しくは一時的に蓄積して公衆がそれを読み、又は視覚、触覚若しくは聴覚によってそれを知覚することができるようにする行為
3. 公衆への伝達：複製物の頒布とならない拡散のいずれかの方法手段によって著作物が一般的に提供されるようにする行為
4. 公の実演：私的集団又は家族の集まりに限定することなく、著作物をいずれかの手段によって視聴者に提供する行為。著作物が、学校又は公的若しくは私的福祉施設の範囲内で実演される場合には、利得の意図がないことを条件として、その実演は、公の実演とはみなされない。
5. 公衆への頒布：著作物の原作品又は複製物を販売若しくは貸与その他いずれかの形式によって公衆に提供する行為
6. 複製：著作物、レコード又はビデオグラムの 1 若しくは 2 以上の複製物をいずれかの有形形式で作成する行為（電子媒体への恒久的又は一時的蓄積を含む。）及び立体の著作物から平面的著作物を作成し、又は平面的著作物から立体の著作物を作成する行為

著作者人格権については以下のとおり規定されている。

第 21 条

1. 著作者人格権の所有者は、次に掲げることをいつでも行うことができる。
 - (1) 著作物を公表するかどうか及び公表する場合にいずれの形式によるか、又は著作物を未発行のままとするかどうかを決定すること。
 - (2) 著作者が創作した著作物に関して著作者の資格の承認を要求すること、又は著作物を無名若しくは変名の著作物として公表することを決定すること。
 - (3) 著作物について尊重を要求すること、及び著作物のいずれかの改変、切除その他の変更又は著作物に関してその価値を損ね、若しくは著作者の評判を害することがあるいずれかの行為若しくは行動に反対すること。
 - (4) 著作物を修正すること。
 - (5) 著作物を市場から回収すること。
 - (6) その者が創作していない著作物の著作者を著作者とすることに反対すること。
その者が創作していない著作物の著作者とされるいずれの者も、この号に定める権利を行使することができる。
2. 相続人は、本条(1)、(2)、(3) 及び (4) の各号に規定する権利のみを行使することができ、また適用される場合には、国は、本条(3) 及び (4) の各号に規定する権利のみを行使することができる。

著作隣接権について、著作権法第 115 条から第 146 条は、実演家、書籍出版者、レコード製作者の権利を規定している。実演家は、その実演に関連する権利、有害な改変に対する異議申立て、及びその実演の営利を目的とした使用に対する報酬を受ける権利を有する。これらの権利は、最初の録音又は実演から 75 年間有効である（同法第 122 条）。

書籍出版者は、オリジナルのコンテンツを含む場合に限り、各書籍の版面及び図形の特徴が独創的である限り、それらについて排他的権利を認められる（同法第 126 条）。これらの権利は、各事例において、書籍が最初に発行された日から 50 年間有効である（同法第 127 条）。

レコード製作者は、複製、頒布、貸与に関して同様に排他的権利を有し、これらの権利は音のレコードへの最初の固定から 75 年間有効である（同第 134 条）。

さらにこの章では、視聴覚著作物の製作者と放送機関の権利も保護している。視聴覚著作物の製作者の権利は、映像の最初の記録から 50 年間存続し（同第 138 条）、放送機関の権利は、番組の最初の放送から 50 年間存続すると定めている（同第 146 条）。

(3) 権利制限規定

権利の制限に関して、メキシコ著作権法はその第 148 条から第 151 条において、保護される著作物の使用又は複製が侵害を構成しない旨の規定を定めている。日本と同様、引用や私的使用目的での複製が記載されており、フェアユースのような包括的例外規定は規定されていない。

第 148 条

すでに公表されている文学的及び美術的著作物は、次に掲げる場合に限り、経済的権利の所有者の同意を得ることなく、かつ、報酬を支払うことなく、使用することができる。但し、著作物の通常の利用がそれによって不利な影響を受けないこと、並びに、出所が常に明示され、かつ、著作物にいかなる変更も加えられないことを条件とする。

- (1) 原文の引用。但し、引用した量が、著作物の内容の見せかけの実質上の複製とみなすことができないことを条件とする。
- (2) 新聞雑誌において公表され、又はラジオ若しくはテレビその他いずれかの伝達媒体によって放送された時事の出来事に関する記事、写真、挿し絵及び解説の複製。但し、権利所有者がこれを明白に禁止していない場合に限る。
- (3) 学術上、文芸上又は美術上の批評及び研究を目的とする著作物の部分の複製
- (4) 文学的又は美術的著作物の 1 回限り、かつ 1 部限りの複製であって、複製を行う者の個人的及び私的使用のため、かつ営利を目的としないもの。法人は、それが教育又は研究の機関であり、又は商業活動に従事していない場合を除き、この号の規定を利用することはできない。
- (5) 公文書館又は図書館による 1 部限りの複製であって、著作物が絶版であり、もはや目録に載せられておらず、又は無くなるおそれがある場合に安全及び保存を理由とするもの。
- (6) 司法上又は行政上の訴訟手続における証拠を目的とする複製
- (7) 公開の場所から見ることができる著作物の素描、絵画、写真及び視聴覚的方法による複製、伝達及び頒布

第 149 条

次に掲げる行為は、許諾を得ることなく行うことができる。

- (1) 文学的及び美術的著作物は、それらの著作物の複製物を売買する公衆に開放された商店又は施設において使用することができる。但し、入場料が課されないこと、及び使用が、販売の行われる場所の範囲を越えず、かつ、著作物の複製物の販売を促進するという唯一の目的にかなうことを条件とする。
- (2) 次に掲げる条件に従って、一時的録音・録画物を作成することができる。
 - a この目的のために合意された期間内に送信が行われること。
 - b 録音・録画を口実として関連する、若しくは同時の放送又は伝達が行われないこと。
 - c 録音・録画は、1 回限りの放送の権利を与える。

前記の方法によって実施される映像と音の録音・録画及び固定は、著作物の使用について支払われるべき報酬以外のいずれの追加の報酬の支払いも要しない。

この号の規定は、著作者又は実演家が、後の放送を許諾する報酬のための協定を締結している場合には、適用されない。

第 150 条

次に掲げる状況全てが当てはまる場合には、公の実演についての使用料はない。

- (1) 実演が、個人の家庭で通常使用される種類のラジオ又はテレビの受信機を用いて直接受信される通信の伝達の形態をとること。
- (2) 一連のサービスの一部でない送信の視聴について料金が課されないこと。
- (3) 受信した送信が、営利目的のために再送信されないこと。
- (4) 受信当事者が、小経営者又は零細事業者であること。

第 151 条

次に掲げる場合には、実演、レコード、ビデオグラム又は放送の使用は、実演家、レコード製作者、ビデオグラム製作者又は放送機関の権利の侵害とはならない。

- (1) 直接の経済的利益を求めない場合
- (2) 時事の出来事の報道のために短い断片のみが使用される場合
- (3) 教育又は学術研究を目的として使用される場合
- (4) 関係する事例が、この法律第 147 条、第 148 条及び第 149 条に規定するものである場合

(4) 著作権登録

著作権は、メキシコも加盟するベルヌ条約上、著作物を創作した時点で自動的に発生するものであり、特許権や商標権等とは異なり、登録をしなくとも権利行使は可能である。しかしながら、著作権に基づく権利行使をする場面では、実務上、登録証は証拠として求められることが多く、登録を行うことが望ましい。

メキシコでは、著作者は著作者人格権及び財産権の権利者としての法的安全性を確保するために、国家著作権局（INDAUTOR）において文学的又は芸術的作品を登録することができる。財産権を譲渡する場合、これを登録しなければ、第三者に対抗することができない（著作権法第 32 条）。

登録手続にあたっては、著作物登録申請書に必要な情報を記入した上で、定款や身分証明書など本人について証明できる資料、代理人の場合は代理人に関する委任状や資料、作品に関する資料の提出、手数料の支払い等が必要となる。なお、他言語の添付書類はスペイン語への翻訳が必要である。

外国人がメキシコで著作権登録手続を行う場合、弁護士を選任するか、本人が登録手続を行う必要がある。詳細は下記 URL に記載がある。

https://www.indautor.gob.mx/servicios/registro/direccion_registro.php

(5) 著作権侵害

著作権法は、著作権の侵害に該当する行為として以下を挙げている（著作権法第 229 条）。

- (i) 出版者、事業者、制作者、雇用者、放送機関、ライセンシーが、著作権法の規定に反して著作権の譲渡を目的とする契約を締結する場合
- (ii) ライセンシーが、著作権法に従って宣言された強制実施権の条件を侵害した場合
- (iii) 協会への適切な登録を受けずに、集団管理団体としての地位を表明すること
- (iv) 正当な理由なく、集団管理団体の管理者として、著作権法に定める報告書及び文書を協会に提供しないこと
- (v) 著作者の氏名や住所、公開年、著作権が保護されている旨を記す記号（“Derecho Reservado”、“D. R.”など）、を出版物に挿入しなかった場合
- (vi) 文学的著作物の編集や印刷において、出版社の情報や出版年等の情報を記載せず又は偽って掲載すること
- (vii) 印刷者が自身の氏名や住所、印刷日の印刷を省略、又は偽って挿入すること
- (viii) レコードに P マークや国際基準番号などの記載事項を挿入しないこと
- (ix) 出版を許可された著作物を出版する際に、当該出版物に著作者、翻訳者、編曲者、翻案者の氏名を記載せずに出版すること
- (x) 許可された著作物の公開において、その著作者又は翻訳者、編集者、編曲者、翻案者の評判を落とすこと
- (xi) 公務で作成した作品を、連邦、州、市町村よりも先に、許可なく発表すること
- (xii) 過去に出版された作品の題名と紛らわしい題名を不正に使用すること
- (xiii) 著作権法の第 7 編第 3 章で保護されている大衆文化や伝統文化の文学的又は芸術的作品を、その作品が生まれたコミュニティや民族、該当する場合はメキシコ共和国の地域に言及することなく、定め、表現し、出版し、何らかの通信を行い、又は何らかの形で使用すること
- (xiv) その他、著作権法及びその規則の解釈に起因するもの

著作権の侵害は、連邦行政手続法の規定に基づき、国家著作権局が過料をもって制裁すると規定され（著作権法第 230 条）、著作権者による告訴は不要である（非親告罪）。

II. 権利行使の方法

1. オンライン対応（削除要請・サイトブロッキング等）

（1）インターネットの状況

インターネット上の海賊版については、大きく分けて動画や漫画等の著作物が配信されている場合と著作権を侵害するグッズ等の商品が販売されている場合に二分される。

大手の動画投稿サイト、SNS については、世界的にもシェアの多い YouTube 等の大手配信サイト、Instagram などの SNS の利用が多い。

動画配信サイトとしては YouTube 等の一般的なサイトの利用に加えて、海賊版サイトの利用も多い。主要な EC サイトとしては、Mercado Libre、Amazon、Rocket Internet 等が挙げられ、いずれも削除要請窓口や削除要請フォームを設けている。

（2）インターネット上の著作権侵害への対応

メキシコにおいて、海賊版が発見されるプラットフォームの主体としては、大きく以下の2つに分かれる。

- ①正規コンテンツも多く含まれる大手動画配信サイトや SNS プラットフォーム（YouTube など）上に海賊版コンテンツがアップロードされている場合
- ②海賊版コンテンツを主として配信・掲載することを目的とした独立サイトに海賊版コンテンツがアップロードされている場合

海賊版コンテンツを発見した場合、①については、削除要請（海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトなどの運営者に対し、任意で削除するように求める手段）が有効であり、下記（3）で解説する。一方、②については削除要請しても任意に削除される可能性は低く、下記2で記載するオフライン対応を検討することになる。

（３）削除要請

海賊版コンテンツを発見したときに、実務上まずよく取られる手段は「削除要請」である。すなわち、海賊版コンテンツを掲載しているウェブサイトなどの運営者に対し、削除要請フォームや電子メールによる通知を通じて、任意で当該海賊版コンテンツをウェブサイトから削除するように求める手段である。

削除要請の一般的な手順・方法、メキシコでも利用されることの多い大手プラットフォーム（YouTube、TikTok、Facebook、Instagramなど）の具体的な削除要請手順については、「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック」の総論編を参照されたい。メキシコでも展開している EC サイトである Mercado Libre については、本ハンドブックの上記第 1 の II の 1（３）イ、OLX については上記第 2 の II の 1（３）イを参照されたい。

（４）サイトブロッキング、プロバイダーの責任

著作権法では、インターネットサービスプロバイダーのネットワークやシステムにおける著作権者の権利侵害に対する責任について規定され、プロバイダーが直接関与していない著作権侵害行為については責任を負わないことが明確化された。この規定（著作権法第 114 条 Octies）は 2020 年 7 月に発効した。一方で、サイトブロッキングについて定めた規定は確認できない。

著作権法第 114 条 Octies

インターネットサービスプロバイダーは、そのネットワーク又はオンラインシステム上で発生した著作権又は関連する権利の侵害行為により、著作権者、関連する権利者、その他本法により保護される知的財産権の所有者に生じた損害について、その侵害行為を管理、開始又は指示していない限り、たとえかかる権利侵害が、その者が管理又は運営するシステム又はネットワークを通じて発生したとしても、責任を負わないものとする。

（５）発信者情報開示請求

メキシコでは、権利侵害情報を発信した発信者に関する情報開示をプロバイダーに求めるいわゆる発信者情報開示請求は認められていない。

2. オフライン対応

(1) 概要

削除要請申立ては、デジタルプラットフォームにおける著作権侵害を迅速に停止させるための費用対効果の高いオプションである。しかし、侵害コンテンツを削除するだけでは、侵害者は別のウェブサイトコンテンツを再アップロードしたり、別の名前を使ったりすることができるため、長期的、根本的な解決策とはならないこともある。

悪質な侵害者に対しては、削除要請申立て以外のさらなる措置を検討する余地がある。オンラインからオフラインの強制措置に移行する場合には、侵害者の身元と詳細を取得する必要がある。調査によって侵害者の身元と場所が明らかになった場合、権利者はさらなる措置として、以下の手段を検討し得る。それぞれについて説明する。

- ・ 警告書
- ・ 行政措置
- ・ 刑事摘発
- ・ 民事訴訟

(2) 警告書

侵害者に対処する方法として民事訴訟や刑事摘発があるが、民事訴訟や刑事摘発は所要時間・費用や結果について予測困難な場合があり、和解のために侵害者にアプローチすることで、早期に、かつ多額の費用をかけずに一定の成果を得ることを目指すことができる。

メキシコにおいては、後述するとおり刑事摘発・民事訴訟ともに時間を要する傾向にあり、事前に、又は、並行して警告書に基づく交渉が行われることが実務上多い。

加えて、警告書を送付しても無視されることを防ぐため、ノックアンドトークとも通称される、特定された住所に対して直接訪問し、侵害者に対し、その場での海賊版サイトの配信停止及び誓約書の提出を求める方法がとられることもある。とりわけ、証拠隠滅が容易な海賊版配信サイト等では効果的な場合もある。もともと、住所の特定をすることがあること、失敗すると再度の交渉は難しいこと、侵害者が侵害行為をその場で否定してくることが想定されることから、事前に、侵害者に提示する確実な証拠の入手、住所の特定や侵害者の行動の把握含め念入りの調査をすることが望ましい。また、危険を伴う場合もあり得るので、原則として経験豊富な現地代理人を選定するべきである。

(3) 行政措置

ア. 制度

メキシコにおいては、知的財産権に対する行政措置の規定が用意されており、主として、国家著作権局が管轄する（著作権法第 210 条）。行政措置の対象となる行為とは、全ての著作権侵害行為というわけではなく、著作権法第 231 条にて定められている行為に限定される。

著作権法第 231 条

次に掲げる業務は、それらが直接的又は間接的営利目的で従事する業務である場合には、商業関連侵害を構成する。

- (i) 著作者、その法定相続人又は著作者の経済的権利の所有者の明示の事前許諾を得ずに、保護著作物をいずれかの手段及びいずれかの形式で公衆に伝達し、又は公に使用すること
- (ii) 人の肖像を、その許可又はその権利継承人の許可を得ずに使用すること
- (iii) 著作権又は隣接権によって保護される著作物、レコード、ビデオグラム又は書籍の複製物を、この法律の規定に基づく各保有者の許諾を得ずに、製作し、製造し、仕入れ、頒布し、輸送し、又は市販すること
- (iv) この法律によって保護される著作物であって、著作権者の許可を得ずに改変され、変更され、又は切除されているものを、販売、仕入れ、輸送又は頒布のために提供すること
- (v) コンピュータ・プログラムの保護のための電子装置の不活性化を目的とする装置又はシステムの輸入、販売、貸与又はそれを占有させるいずれかの行為
- (vi) 放送機関の放送を、正当な許諾を得ずに、再送信し、固定し、複製し、及び公衆に配信すること
- (vii) 留保された権利の表示又はコンピュータ・プログラムを、所有者の同意を得ずに使用し、複製し、又は利用すること
- (viii) 名称、表題若しくは呼称又は物質的若しくは心理的特徴又は操作上の特徴を、人を迷わせるような方法又は保護されている権利の留保と混同を生じさせるような方法で使用又は利用すること
- (ix) この法律第 7 編第 3 章によって保護される文学的又は美術的著作物を、この法律第 158 条の規定に反する方法で使用する
- (x) その他、この法律の規定に対する侵害であって、この法律によって保護される著作物に関連して商業的又は工業的規模の活動を伴うもの

行政措置の手続は、著作権法第 10 条及び第 230 条に基づき、手続は行政手続法（Ley Federal de Procedimiento Administrativo）に従って行われる。行政当局は事前に手続の開始を被申立人に通知し、被申立人は通知日から 15 日以内に異議を提出し必要に応じて証拠も提出しなければならない（行政手続法第 72 条）。

著作権者による申立てが認められると、国家著作権局により「商業侵害の行政宣言」(administrative declaration of commercial infringement)という宣言が出される（著作権法第 231 条第 2 項）。著作権侵害が懸念される商品やサービスについて、国家著作権局が著作権侵害であると宣言するもので、当該行政宣言に基づいて、税関当局などがその商品やサービスを押収することもある。再犯者に対する厳罰規定も存在し、著作権侵害行為を継続する者に対しては、UMA²⁵日額の 700 倍を上限とする追加の過料が適用される（著作権法第 230 条）。

加えて、侵害者への罰則が定められており（著作権法第 232 条）、侵害行為が行われた時点で有効な UMA 日額の 500～40,000 倍の範囲で、各行為に応じて規定された罰金が科される。

所要期間については規定されていないが、事案の複雑さによって幅があり、1 年程度で終結する場合もあれば、5 年程度かかる場合もある。

イ．事例

行政措置の決定が裁判所で争われた事例がある。例えば、当局の決定に対する **Estuco Construcciones y Diseño Sociedad Anónima de Capital Variable** の行政訴訟がある。同決定は、Estuco 社がコンピュータ・プログラムを著作権者の同意を得ずに使用し、複製し、又は利用したことで著作権を侵害したとして（著作権法第 231 条第 7 号）、Estuco 社に罰金を科すものであった。Estuco 社は、法律の条文の合憲性、訴訟の手續上の公平性、特定の証拠及び委任状の有効性を争い、罰金に異議を申し立てたが、判決では、Estuco 社に対する罰金が支持され、同社の申立ては却下された（控訴審判決 2253/2023）。

また、**Cablevisión Red, S.A.**社は、「コンテンツリッピング」又は「ストリームリッピング」を主目的とするウェブサイトであったところ、当局の下した、著作権法の違反となる行為の遮断、コンテンツの削除、又は行為の停止命令は、表現の自由の権利を侵害すると主張して、措置の却下、停止を求める訴訟を提起した。しかし、裁判所は、著作権を侵害するコンテンツの提供は社会的利益に悪影響を及ぼすとして、当該行政措置の有効性を認め、異議申立てを却下した（Complaint 158/2023. Cablevisión Red, S.A. de C.V. April 10, 2023）。

²⁵ Unidad de Medida y Actualización の略。メキシコ国立統計地理情報院（INEGI）が全国消費者物価で、指数の結果をもとに、毎年発表する経済的基準単位。2024年1月1時点では、日額は108.57メキシコ・ペソ（約950円）に設定されている。

<https://www.inegi.org.mx/contenidos/saladeprensa/boletines/2024/UMA/UMA2024.pdf>

（４）刑事摘発

知的財産権侵害に関する刑事摘発の統計情報はないものの、実際に摘発が行われているケースは少ないながら存在する。刑事摘発のメリットは、侵害者を罰することができる点にあり、デメリットは、訴えるまでに時間を要する点にある。

処罰対象となる刑事罰は以下のとおりである²⁶。

刑法第 424 条

次に掲げる者は、6 か月以上 6 年以下の懲役、UMA 日額の 300 倍以上 3,000 倍以下の罰金が科される。

- (i) 教育省（Secretaría de Educación Pública）が配布している無料の教科書を使って、何らかの投機をする者
- (ii) 著作権法により保護されている著作物の複製物を、権利者が許可したものよりも故意に多く作成した出版者、製作者、彫版者
- (iii) 著作権法で保護されている作品を、営利目的で、対応する許可を得ずに、不正な方法で使用する者

刑法第 424 条の 2

次に掲げる者は、3 年以上 10 年以下の懲役、UMA 日額の 2,000 倍以上 20,000 倍以下の罰金が科される。

- (i) 著作権法によって保護されている著作物、フォノグラム、ビデオグラム又は書籍の複製を、商業的投機の目的で、法令の条項に基づいて著作権又は関連する権利の所有者から得なければならない許諾を受けずに、不正な方法で製作、複製、国内への導入、保管、輸送、配布、販売又は貸与を行う者。当該著作物、フォノグラム、ビデオグラム又は書籍の製作又は複製を意図した原材料又は素材を、故意に何らかの方法で提供又は供給した者にも、同様の罰則が科される。
- (ii) コンピュータ・プログラムの電子的保護装置を無効化することを目的とした装置又はシステムを営利目的で製造する者。

²⁶ 参考：日本貿易振興機構サンパウロ事務所
「中南米における模倣品対策の制度および運用状況に関する調査」（2022 年 3 月）

上記(i)に規定する作品、レコード、映像ソフト又は書籍の複製物を、営利目的で公道又は公共の場所で最終消費者に不正に販売した者には、6 か月以上 6 年以下の懲役、UMA 日額の 5,000 倍以上 30,000 倍以下の罰金が科される（刑法第 424 条の 3）。また、故意かつ無権利で公演を利用して利益を得た者には、6 か月以上 2 年以下の懲役又は UMA 日額の 300 倍以上 3,000 倍以下の罰金が科される（刑法第 425 条）。

放送に関し、正当な配信者の許可のない配信等の行為には刑法第 426 条が適用される。

刑法第 426 条

次に掲げる者は、6 か月以上 4 年以下の懲役、UMA 日額の 300 倍以上 3,000 倍以下の罰金が科される。

- (i) 番組を伝送する暗号化された衛星信号を解読する装置又はシステムを、その信号の正当な配信者の許可なく、製造、改造、輸入、配布、販売又はリースした者
- (ii) 番組を伝送する暗号化された衛星信号を解読することを目的とした行為を、その信号の正当な配信者の許可を得ずに営利目的で行った者
- (iii) 番組を伝送する暗号化された衛星信号の受信を目的とした機器を、その信号の正当な配信者の許可を得ずに製造又は配布した者
- (iv) 番組を伝送する暗号化された衛星信号を、その信号の正当な配信者の許可なく受信したり、他者が受信したりすることを支援した者

また、故意に著作者の氏名を他の氏名に置き換えて著作物を出版した者には、6 か月以上 6 年以下の懲役、UMA 日額の 300 倍以上 3,000 倍以下の罰金が科される（刑法第 427 条）。

さらに、以下に該当する者は、6 か月～6 年の懲役、UMA 日額の 500～1,000 倍の罰金が科される。

- (i) 故意かつ営利目的で、レコード製作者、芸術家、実演家、及び著作権や関連する権利で保護されているあらゆる作品の著作者が使用している効果的な技術的保護手段を許可なく回避した者（刑法第 427 条の 2）
- (ii) 営利目的で、著作権又はそれに関連する権利で保護されている著作物のレコード製作者、芸術家、実演家又は著作者が使用している効果的な技術的保護手段を回避することを目的とした装置、製品又はコンポーネントを製造、輸入、配布、レンタル又は何らかの方法で販売した者（刑法第 427 条の 3）
- (iii) 営利を目的として、主として、レコード製作者、芸術家、実演家、及び著作権又は関連する権利で保護されているあらゆる作品の著作者が使用している効果

的な技術的保護手段を回避することを目的としたサービスを公衆に提供又は提供した者（刑法第 427 条の 4）

(iv) 営利を目的として、故意に、許可を得ずに、自ら又は他の者を介して、権利管理情報を抑制又は変更した者(刑法第 427 条の 5)

(v) 次に掲げる場合に、営利を目的とした者にも同様の罰則が科せられる

(a) 権利管理情報が許可なく削除又は変更されていることを知りながら、権利管理情報を配布又は配布のために輸入すること

(b) 権利管理情報が無許可で削除又は変更されていることを知りながら、著作物、演奏又はレコードのコピーを配布、配布のための輸入、送信、通信又は公衆に利用可能にすること

刑法第 26 章において著作権違反で規定されている犯罪は、第 424 条第(ii)号、第 424 条の 2 第(iii)号及び第 427 条の場合を除き、職権で起訴できる（刑法 429 条、非親告罪）。

刑事手続の流れは刑事訴訟法で規定され、捜査段階を経た後、代替紛争解決メカニズムに移行する場合がある。手続審査裁判官（**Juez de Control**）が、被疑者に犯罪捜査対象となっている理由を告知する機会を与えることを決定すると、犯罪の種類、深刻度、調停の形態、行為の違法性又は罪の性質を記載した文書が作成される。

被疑者が犯罪捜査対象となっている理由の告知を受ける機会の決定に先立ち、検察官は、当事者が刑事調停員（**Facilitador Criminal**）を介した示談によって紛争を解決できるよう促す。この手続によって示談が成立すれば手続は終結するが、そうではなく起訴が適当とされた事案については、略式手続や口頭審理手続に移行する。

終結までの期間は約 1 年程度とされているが、数年かかる場合も珍しくない。

（５）民事訴訟

ア．制度

民事訴訟では、侵害者に対して、差止請求と損害賠償を請求することが可能である。

いずれの知的財産についても管轄は通常の民事裁判所となり、知的財産専門の裁判所は存在しない。終結まで 1～2 年程度かかる。

イ．事例

メキシコにおいて、インターネット上の著作権侵害が争われた事例が公表されているものは少ないが、Adobe Systems, Incorporated、Autodesk, Inc.、Microsoft Corporation が同社らのソフトウェア製品の不正コピーを販売していたとして Asesoria Limac, S.A. de C.V.に対し損害賠償を求めた訴訟（2019 年）などがあり、原告である著作権者には損害賠償が認められている。

また、レストランやバーのような場所での視聴覚作品の使用と利用について、裁判所は、このような施設はコンテンツを複製するライセンスを取得しなければならず、そうでない場合は著作権侵害となり、侵害に関連する総収入の 40%を支払う対象となるとの判決を下したものがある（amparo directo en revisión 4869/2019）。

（６）その他

民間団体としては、在メキシコ米国商工会議所（AmCham）には知的財産権委員会があり、メキシコ産業財産庁（IMPI）が組織する「海賊版対策ワーキンググループ」（Grupo de Trabajo Antipiratería）が、啓発活動や当局向けの真贋判定等の研修、ワークショップ等に取り組んでいる。

インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック
—中南米編—

発行年月 2024年3月

受託者 IP FORWARD株式会社

発行 文化庁著作権課国際著作権室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

TEL : 03-5253-4111（代表）

FAX : 03-6734-3813